

令和6年度第2回上越市人にやさしいまちづくり推進会議 次第

日時：令和7年2月12日（水）午前10時～

会場：上越市市民プラザ 第1会議室

1 開会

2 挨拶

3 議題

- (1) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和6年度実施計画進捗状況について
…資料No.1-1
…資料No.1-2

- (2) 第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）について
…資料No.2-1
…資料No.2-2

4 閉会

第5次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和6年度実施計画進捗状況

1 事業の実施状況及び目標達成状況

第5次人にやさしいまちづくり推進計画令和6年度実施計画に掲げた90事業の実績見込みについて評価を行った。事業の実施状況については、85事業が計画どおり実施(100%)、5事業が計画をほぼ実施(80%以上)となり、事業実施については、計画どおり各種事業を実施できる見込みである。

また、事業の目標達成状況の見込みについては、81事業が目標達成(100%)、5事業が目標をほぼ達成(80%以上)できる見込みである。

一方で、4事業が目標を達成することができなかったことから、実施内容や実施に至るまでの過程などを見直し、目標達成に向け取り組む。

| 基本方針 | 施策の方向 | 資料1-2 対応頁 | 事業数 | 担当課の評価 | | | |
|-------------------|--------------------|--------------|-----|--------------------|--------|---|---|
| | | | | 上段：事業実施 下段：目標達成 | | | |
| | | | | A | B | C | D |
| 1 誰もが理解し合えるまちづくり | 人にやさしいまちづくりの普及啓発 | 1 | 1 | | 1 | | 1 |
| | 相談・支援体制の充実 | 1~2 | 11 | 11 11 | | | |
| 2 誰もが学べるまちづくり | 自立・共生を目指す学校教育環境の充実 | 3 | 3 | 3 3 | | | |
| | 市民の多様な学習・スポーツ機会の充実 | 3 | 3 | 1 1 | 2 1 | | 1 |
| 3 誰もが働けるまちづくり | 雇用機会の創出 | 4 | 4 | 4 4 | | | |
| | 職業能力や人材の育成 | 5 | 3 | 3 3 | | | |
| 4 誰もが健康に暮らせるまちづくり | 健診・保健指導等の推進 | 6 | 6 | 6 5 | | 1 | |
| | 地域医療体制の充実 | 7 | 3 | 3 3 | | | |
| | 高齢者福祉の推進 | 7~8 | 10 | 9 8 | 1 2 | | |
| | 障害者福祉の推進 | 9~10 | 11 | 11 11 | | | |
| | 子育て・療育支援の充実 | 11 | 3 | 3 3 | | | |

| 基本方針 | 施策の方向 | 資料 1-2 対応頁 | 事業数 | 担当課の評価 | | | |
|-----------------------|------------------------------|---------------|-----|--------------------|---|---|---|
| | | | | 上段：事業実施 下段：目標達成 | | | |
| | | | | A | B | C | D |
| 5 誰もが互いに 支え合うまちづくり | ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり | 12 | 6 | 5 | 1 | | |
| | | | | 5 | | 1 | |
| 6 誰もが安心して暮らせるまちづくり | 防災対策や避難支援体制の充実 | 13 | 5 | 5 | | | |
| | | | | 5 | | | |
| | 自主防災活動の推進 | 13 | 1 | 1 | | | |
| | | | | 1 | | | |
| 防犯対策の充実 | 14 | 3 | 3 | | | | |
| | | | 2 | 1 | | | |
| 除雪対策の充実 | 14 | 4 | 4 | | | | |
| | | | 4 | | | | |
| 7 誰もが快適に暮らせるまちづくり | 公共施設におけるユニバーサルデザインの推進 | 15 | 1 | 1 | | | |
| | 民間施設におけるユニバーサルデザインの推進 | 15 | 1 | 1 | | 1 | |
| | 誰もが暮らしやすい居住環境の整備 | 15 | 4 | 4 | | | |
| 8 誰もが移動しやすいまちづくり | 地域公共交通の利便性の向上 | 16 | 4 | 4 | | | |
| | 安全・安心な歩道・道路の整備 | 16 | 3 | 3 | | | |
| 合 計 | | | 90 | 85 | 5 | | |
| | | | | 81 | 5 | 4 | |

※凡例

上段・事業実施 A：計画どおりすべて実施（100%） B：計画をほぼ実施（80%以上）

C：計画どおり実施できなかった D：未実施

下段・目標達成 A：目標達成（100%） B：目標はほぼ達成された（80%以上）

C：目標を達成できなかった D：未実施

2 事業の目標達成状況がC評価(目標を達成できなかった)であった事業

・4 事業

| 資料1-2 対応頁 | 基本方針 | 事業No、内容 | 目標 | 実績と評価 | 担当課 |
|--------------|---------------------|--|--|---|------------------|
| 1 | 1 誰もが理解し合えるまちづくり | No.1 人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。 | <p>・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。</p> <p>・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。</p> <p>*目標値:人にやさしいまちづくり推進の取組及びユニバーサルデザインの学習者数 250人</p> | <p>・教職員研修では、「今までも学んできたが、新たに学ぶこともあった」、「学級でもユニバーサルデザインの視点に立って行動したい」などの意見が聞かれ、有意義な研修となった。</p> <p>・市職員研修では、ユニバーサルデザインの視点から、施設管理や市民との接し方について学んでもらうことができた。</p> <p>・小中学校における出前講座数が少なかったことから、<u>学習者人数の目標を達成することができなかった</u>。次年度は、計画的に実施するため、出前講座の周知のほか、関係機関との連携、小中学校へ実施の働きかけを行う。</p> | 多文化共生課 |
| 3 | 2 誰もが学べるまちづくり | No.17 視覚に障害がある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。 | <p>・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。</p> <p>*目標:録音図書や点字図書等の<u>年間貸出タイトル数 450タイトル</u>。</p> | <p>・録音図書と点字図書等の12月末時点の合計の貸出タイトル数は 231 タイトル。<u>年間 330 タイトル貸出の見込み。</u></p> <p>・録音図書の12月末時点の新規作製数は32タイトル。年間 45 タイトル程度作製見込み。</p> <p>・録音図書利用拡大のため、録音図書体験会を秋の読書週間にあわせて11月9日(土)に開催し、2人の新規登録者があった。</p> | 社会教育課 (高田図書館) |

| 資料 1-2 対応頁 | 基本方針 | 事業No、内容 | 目標 | 実績と評価 | 担当課 |
|---------------|----------------------|---|--|---|--------|
| 12 | 5 誰もが互いに支え合うまちづくり | No.60 地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。 | <p>・住民組織や町内会等へ話し合いを支援するファシリテーターの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。</p> <p>* <u>新規実施団体：1団体（予定）</u></p> <p>* <u>フォローアップ団体：1団体</u> （令和5年度に実施した団体がフォローアップを希望する場合）</p> | <p>・令和5年度の新規実施団体がなかったため、<u>フォローアップの実施なし。</u></p> <p>・令和6年度の新規実施団体について募集を行ったが、<u>実施に至らなかった。</u></p> <p>・具体的に話し合いたいテーマは設定されているが、そこからファシリテーターの派遣に至るまでの調整過程で、話し合いの前提となる条件（話し合いの目的、獲得目標）を市職員と共に整理していく作業がある。</p> <p>・その作業が当事業の目的である「話し合いの方法を学ぶ」ために重要だが、課題を解決したい団体にとっては、かえって心理的負担になっているようである。</p> <p>・新年度においては、話し合い前の段階における支援が必要と考えられること、市職員がファシリテーター役を担う体制に変更して実施する計画としている。</p> | 地域政策課 |
| 15 | 7 誰もが快適に暮らせるまちづくり | No.79 民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。 | <p>・民間の公共的施設について、新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。</p> <p>* <u>前年度の適合率以上を目指す。</u></p> | <p>・<u>R5年度の適合率は16.6%で、R6年度は10.0%であったことから、前年度の適合率に達することができず、目標を達成できなかった。</u></p> <p>・適合に向け、指導・助言を継続していく。</p> | 多文化共生課 |

第5次人ま計画での位置付け 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 令和6年度 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載) | 担当課 |
|------------------|----------------------------|---|-------------------|--|-------------------------------------|---------|---------|---|---|---|--------------------|---|--|----------------------|
| | | | | | | | | | 具体的な取組 | | | | | |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | |
| 1 誰もが理解し合えるまちづくり | 誰もが互いを尊重し理解し合えるまちの実現を目指します | (1)人によさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。 | ①人によさしいまちづくりの普及啓発 | 1 人によさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動のほか、学校や地域での学習推進を図ります。 | ・市職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布 | - | 有 | ・研修受講者が、人によさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレット・冊子や広報を利用し、市民や企業に人によさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を普及する。 *目標値：人によさしいまちづくり推進の取組及びユニバーサルデザインの学習者数 250人 | ・教職員研修(採用2年目悉皆)の実施(1回) ・市職員研修(採用3年目)の実施(1回) ・小中学校でのユニバーサルデザインに関する出前講座の実施 ・市民や企業への普及啓発パンフレット、冊子配布 ・地域の集まりや企業訪問の際に説明を実施(随時) ・関連団体のイベント等での市民への普及啓発 | ・教職員(採用2年目悉皆)対象ユニバーサルデザイン研修 *8月20日実施 77人受講 ・市職員(採用3年目)対象ユニバーサルデザイン研修 *11月15日実施 41人受講 学習者合計 118人 ・その他、上越保健所が所管する会議や上越市社会福祉協議会と市内小学校が連携して行った授業において、普及啓発パンフレットを配布し、ユニバーサルデザインの考え方を周知した。 ・建築士会上越支部講習会におけるユニバーサルデザイン指針の周知 *2/19実施 | B:計画をほぼ実施(80%以上) | C:目標を達成できなかった | ・教職員研修では、「今まででも学んできたが、新たに学ぶこともあった」、「学級でもユニバーサルデザインの視点に立って行動したい」などの意見が聞かれ、有意義な研修となった。 ・市職員研修では、ユニバーサルデザインの視点から、施設管理や市民との接し方について学んでもらうことができた。 ・小中学校における出前講座数が少なかったことから、学習者人数の目標を達成することができなかった。次年度は、計画的に実施するため、出前講座の周知のほか、関係機関との連携、小中学校へ実施の働きかけを行う。 | 多文化共生課 |
| | | | ②相談・支援体制の充実 | 2 様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利を行使できるよう保障するための環境を作ります。 | ・障害のある人の権利擁護の取組を推進 | - | 有 | ・障害者差別解消支援法の趣旨等を市民、事業者、支援者等に周知することで、障害を理由とした差別の解消や障害のある人への合理的配慮の提供が推進されるよう、環境整備を図る。 ・差別事案等の相談・情報提供がしやすい体制を整理することで、事案発生の実態把握を進める。 | ・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催 ・障害者差別解消に資する周知啓発の実施 ・障害を理由とする差別事案の情報収集 | ・障害福祉ハンドブックに障害者差別解消法と相談窓口を掲載し、新規手帳所持者等に対し障害者福祉制度の案内と合わせて説明を行った。 ・新規採用職員研修における周知を行った。(5月9日) ・相談支援事業所へ障害者差別について周知したほか、差別等に関する情報提供を依頼し、差別事案の情報収集を行った。 ・障害者週間について、広報上越に掲載したほか、今年度新たに市ホームページや市公式SNS、デジタルサイネージを活用し、「共生社会」の実現に向けて広く周知を図った。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・相談支援事業所への説明や障害者週間におけるデジタルサイネージ等を活用した各種啓発活動により、障害者差別解消や合理的配慮の提供に向けた周知や差別事案等の情報収集に取り組むことができた。 | 福祉課 |
| | | | | 3 障害児や障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。 | ・すこやかなくらし包括支援センターを中心とした相談支援事業の実施 | - | 有 | ・障害のある人が適切な相談を受けられることで、安心して地域で生活できるよう、関係機関における相談支援の質の向上を図る。 | ・地域生活支援拠点を中心に、地域包括支援センターや相談支援事業所等を対象とした研修会(事例検討会)の開催:年6回開催 | ・地域包括支援センターや相談支援事業所等を対象とした研修会(事例検討会及び多職種連携など)を開催した。(9回開催) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・地域包括支援センター及び相談支援事業所合同の研修会により両者の連携が図られたほか、障害のある人の相談に合わせた支援につなげることができた。 ・研修会により相談支援専門員等の育成に取り組むことができた。 | 福祉課 |
| | | | | 4 家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・支援などを行うための相談体制を整備します。 | ・女性相談の実施 | - | 有 | ・関係機関や庁内関係課と連携し、適切な支援・助言等を行うことで様々な状況の相談者が安心して生活を送れる状態にする。 *相談員 3人 *相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長) *日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制) | ・女性相談員を配置し、様々な悩みや困難な問題を抱えた相談者に対応し、関係機関と連携して、必要な支援を講じる。 *相談員 3人 *相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談のみ19:00まで延長) *日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制) | ・女性相談員のうち一人を統括指導的な業務を担う職として新設した統括女性相談員とし、相談支援体制の充実を図り、様々な悩みや困難な問題を抱えた相談者に対応し、関係機関と連携して、必要な支援を講じた。 *相談員 3人(うち1人は統括女性相談員) *相談時間 月～土曜日 9:00～17:00(毎週火曜日は電話相談のみ19:00まで延長) *日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり(事前予約制) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・必要に応じて、庁内の関係課や県の女性相談支援センター、児童相談所、警察署などの関係機関と連携・協力しながら適切な助言・支援に努めたことにより、相談者が安心して生活を送ることができ、DV被害者に対しては安全確保が図られる状態にすることができた。 | 多文化共生課(男女共同参画推進センター) |
| | | | | 5 高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。 | ・高齢者相談の実施 | - | 有 | ・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の対応力の向上を図る研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。 | ・地域包括支援センター職員を対象に、高齢者虐待や成年後見制度などに関する研修会を開催する。 | ・地域包括支援センター職員を対象に、介護予防に関する研修会を開催した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催し、対応力の向上を図り、相談に適切に対応することができた。 | 高齢者支援課 |
| | | | | 6 外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。 | ・外国人相談の実施 | - | 有 | ・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送ることができるようにする。 ・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 *開設:月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 10:00～13:00 *休み:日曜日・祝日・年末年始、毎月第3水曜日 *言語:木曜日は英語、その他は中国語 | ・上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設した。 *月～金曜日 10:00～17:00 *土曜日 10:00～13:00 *相談件数:310件 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための各種相談に対応し、解決に向けて支援することができた。 | 多文化共生課 | |

第5次人ま計画での位置付け 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 第5次人ま計画での位置付け | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | |
|---------------|------|-------|-----|--|--|---------|------|--|--|---|----------------------------|----------------------------------|---|--------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組の方向性 | 予算計上 | 目標 | 具体的な取組 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載) | 担当課 |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | |
| | | | 7 | 子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応（訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイザー、情報交換や交流） 要保護児童対策地域協議会の運営 いじめ問題対策連絡協議会等の運営 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、継続的な見守り支援を通して、保護者に寄り添い、子どもの虐待を未然に防ぐ。 子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（上越あんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。 | <ul style="list-style-type: none"> 上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を年1回開催するとともに、実務者会議を地域単位で定期的開催する。また、個別ケースについて、必要に応じて検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、個別のケースを支援した。 児童虐待防止推進月間において、広報上越やFMじょうえつ等で虐待に関する相談窓口の周知を行う。 市民向けの「子どもの虐待予防前講座」や保育士や教職員向けの「虐待対応研修」を開催する。 子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 いじめ問題対策連絡協議会等を開催する。 学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（上越あんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> 年1回の上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議及び隔月で実務者会議を開催した。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、個別のケースを支援した。 市民向けの子どもの虐待予防前講座や保育士や教職員向けの虐待対応研修を開催した。 児童虐待防止推進月間において、広報上越やFMじょうえつで虐待に関する相談窓口の周知を行った。 子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施した。 いじめ問題対策連絡協議会等を開催した。 学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（上越あんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努めた。 | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所等の関係機関と連携しながら、各種会議や研修会等を実施し、虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、保護者等の不安や負担感等の軽減を図った。 子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施し、子どもの権利についての知識の普及と意識の啓発を図ることができた。 いじめ問題対策連絡協議会等を開催し、上越市のいじめの現状について情報を共有した。 学校だけでは解決が困難なケースについて、学校からの情報を共有するとともに、JAST（上越あんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図り、問題の早期対応・早期解決に努めることができた。 | こども家庭センター 学校教育課 |
| | | | 8 | 悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。 | ・市民相談の実施 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 木田庁舎に来庁することが困難な市民に対し、各区総合事務所からのオンライン相談を実施する。 弁護士、司法書士による無料法律相談を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 市民相談員：1人 相談時間：月～金曜日 8:30～17:15 弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後 司法書士相談：毎週火曜日 午後 | <ul style="list-style-type: none"> 市民相談員1人…194回開催（電話・来庁764件）…1/17時点 相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後…37回開催（133件）…1/17時点 司法書士相談：毎週火曜日 午後…39回開催（95件）…1/17時点 | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | <ul style="list-style-type: none"> 弁護士、司法書士による無料法律相談を実施するとともに、庁内関係課との連携により、多様な相談に対し適切な窓口を案内して、相談者の不安解消が図られた。 | 総務課 (市民相談センター) |
| | | | 9 | 消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。 | ・消費生活相談の実施 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。 木田庁舎に来庁することが困難な市民に対し、各区総合事務所からのオンライン相談を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員：3人 相談時間：月～金曜日 8:30～17:15 多重債務相談：市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施 | <ul style="list-style-type: none"> 消費生活相談員3人…794件…1/17時点 相談時間 月～金曜日 8:30～17:15 多重債務相談…14件…1/17時点 オンライン相談…1件…1/17時点 | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | <ul style="list-style-type: none"> 相談に適切に対応できるよう、相談に係る最新の参考情報を収集するとともに、出前講座等の啓発活動を通じ、消費者被害防止に取り組み、消費生活における不安解消が図られた。 オンライン相談は、木田庁舎に来庁せずとも自宅に近い総合事務所へ相談が行えるため、市民の利便性向上を図ることができた。 | 総務課 (消費生活センター) |
| | | | 10 | 外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。 | ・日本語教室の開催 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人市民が日本語を効果的に習得できるような学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。 *目標値：生活日本語教室開設：90回 | <ul style="list-style-type: none"> 上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 外国人市民の集住地区に出向き、講座を開催することで、受講しやすい環境を整えるとともに、地域との交流促進につなげる。 *会場：市民プラザ 直江津学びの交流館 頸城地区公民館南川分館 | <ul style="list-style-type: none"> 上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行った。 *水曜教室（10:00～11:30）22回 木曜教室（18:00～19:30）22回 土曜教室（10:00～11:30）22回 日曜教室（13:30～15:00）22回 テーマを決めて日本語を学ぶテーマ教室「妊婦さんのための日本語教室」2回 *教室開設：90回 *述べ受講者数：761人 | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | <ul style="list-style-type: none"> 外国人市民に向けた当教室では、受講者のニーズやレベルに応じた学習内容とすることで、効果的な学習環境を提供し、日本語の習得に効果を上げることができた。 | 多文化共生課 |
| | | | 11 | ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。 | ・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。 | <ul style="list-style-type: none"> 毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮した紙面づくりに取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> 毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮し作成した。 | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | <ul style="list-style-type: none"> 手に取って読んでみようと思ってもらえる表紙づくりのほか、特集記事をはじめとする全てのページについて、読者目線に立った分かりやすい表現を用いると共に、見やすく読み進めやすいレイアウトや配色、フォント選びなどを心がけたことにより、市民に様々な市政情報を分かりやすく伝えることができた。 | 広報対話課 |
| | | | 12 | 広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。 | <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページの翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語） 市勢要覧の翻訳資料発行（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）） | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 市の広報媒体に外国語翻訳を付加することにより、外国人による市政への理解を深める。 広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることができる環境を整える。 | <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページに翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語）を引き続き配置する。 市ホームページを通じた情報入手の利便性向上のため、より一層分かりやすい表記や画面構成に取り組む。 多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信する。 | <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページに配置する外国語翻訳機能について、これまで利用していた無料サービスに替えて、より利便性及び翻訳精度が高い有料サービスを導入し、8月27日から運用を開始した（対応言語は7つで変わらず）。 多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信した。 | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | <ul style="list-style-type: none"> 外国人市民が、市ホームページを通じて市政情報入手できるよう利便性の向上を図った。 多言語対応情報発信ツールを活用することにより、広報上越を多言語で発信することができた。 | 広報対話課 多文化共生課 |

| 第5次人まちなちづくりでの位置付け | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|---|---------------------|-------|--|---|--|------------------|--|---|---|----------------------------------|--|--|------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組の性 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載) | 担当課 | |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | | |
| 2 誰もが学べるまちづくり | 誰もが個々の力を発揮できるような学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します | (1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。 | ①自立・共生を目指す学校教育環境の充実 | 13 | 特別なニーズのある児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の間や内容について支援、助言を行います。 | ・就学アドバイザーによる就学相談 ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援 | - | 有 | ・就学アドバイザーによる就学相談により、就学がスムーズにできるようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方針について共通理解し、学校体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員の配置などによって、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実させ、安心して学校生活を送れるようにする。 ・適切な就学相談の実施や特別支援教育の充実を図る。 | ・就学アドバイザーによる就学相談を実施し、保幼小のつなぎをスムーズにする。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で校内の特別支援教育体制の構築を図る。 ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、校内の支援体制を充実させるため、教育補助員などを配置する。 ・適切な就学相談を実施するため、「わたしのきろくファイル」の確実な配付を行う。 | ・就学アドバイザーによる就学相談を3月～8月下旬に、年長児の要請訪問を4月～6月に、次年度の就学相談に向けた年中児訪問を10月下旬～2月に、小学校訪問(15校)を7月～9月に実施した。 ・巡回相談員による相談は、全729回実施した。 ・資質向上のため、教育補助員、介護員、学校看護師向け研修会を4月と6月に実施した。 ・4月のコーディネーター研修の実施、小学校訪問の実施によって適正な指導計画と支援計画の作成への助言、「わたしのきろくファイル」の配付と配付状況の確認を年2回(8月、12月)実施した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・就学アドバイザー訪問を計画通りに進めることができた。 ・巡回相談員を発達障害部、言語障害部、難聴部、特別支援学級部に分け、相談内容に応じてより専門性を発揮したことにより、適切な助言に基づく小中学校の校内支援体制が強化された。 ・学校事情に応じた配置や年2回の研修などにより、児童生徒に必要な支援を教育補助員、介護員、学校看護師により行うことができた。 ・コーディネーター研修及び小学校訪問の実施により適正な指導計画と支援計画作成への助言を行い、「わたしのきろくファイル」を確実に配付することで、適切な就学相談を実施することができた。 | 学校教育課 |
| | | | | 14 | 家庭の経済的負担を軽減するため、児童生徒の就学にかかる費用を補助します。 | ・児童生徒の学用品の購入費、給食費等の援助 | 見直し | 有 | ・経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより、経済的負担を軽減する。 *周知方法:全児童生徒の保護者に年3回制度案内を行う。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。 | ・援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を行った。 *周知方法:全児童生徒の保護者に4月に配布するとともに、2学期、3学期の開始時期にも保護者宛て一斉連絡メールで周知した。また、広報上越(4月号)及び市ホームページへの制度案内の掲載を行った。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・制度の周知徹底により、経済的事由から就学困難と認められる児童生徒の保護者に学用品や給食費等の援助を行い、経済的負担を軽減することができた。 | 学校教育課 | |
| | | | | 15 | 高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。 | ・奨学金の貸付 | - | 有 | ・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行うため、制度の周知と奨学生の募集を行う。 *周知及び募集回数:2回(予約募集、在学募集) *募集方法:広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。 | ・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金の貸付けを行うため、制度の周知を徹底し、奨学生の募集を行う。 *周知及び募集回数:3回(予約募集、在学募集、募集期間の延長) *広報上越(3月号、10月号)及び市ホームページへ募集案内を掲載するとともに、市内外の中学校、高校、大学等、合計91施設宛に募集要項を送付した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・制度の周知徹底を行うことで、経済的理由により修学が困難な学生への支援を行うことができた。 | 学校教育課 | |
| | | | | 16 | 自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。 | ・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来をひらく人づくり」「人をはぐくむ家庭環境づくり」「地域や社会の課題を踏まえた地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の実施 | - | 有 | ・全ての地区公民館で、各種講座を開催することにより、生涯にわたって学び続けることができるよう多様な学習活動の推進を図る。 | ・全ての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来をひらく人づくりに向けた事業を実施する。 | ・全ての地区公民館で、学びのきっかけづくり(75事業)、未来をひらく人づくりに向けた事業(62事業)を実施した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・公民館において多様な事業を実施することにより、市民の学びの意欲や関心を高め、仲間づくりを推進することができた。 | 社会教育課 |
| | | | | 17 | 視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。 | ・録音図書(カセット、CD、デジタイズ図書)や点字図書の作製と貸出 ・対面朗読サービス | - | 有 | ・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 *目標:録音図書や点字図書の年間貸出タイトル数450タイトル。 | ・ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50タイトル程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・サービスについて体験会を開催するなど広く周知し、貸出の増進を図る。 | ・録音図書と点字図書等の12月末時点の合計の貸出タイトル数は231タイトル。年間330タイトル貸出の見込み。 ・録音図書の12月末時点の新規作製数は32タイトル。年間45タイトル程度作製見込み。 ・録音図書利用拡大のため、録音図書体験会を秋の読書週間にあわせて11月9日(土)に開催し、2人の新規登録者があった。 | B:計画をほぼ実施(80%以上) | C:目標を達成できなかった | ・ボランティア団体との連携により録音図書の充実を図ることができている。 ・利用者が限定的であり、新規の利用が見込めない状況が続いていることから、録音図書の利用が年々減少傾向にある。 ・録音図書貸出サービスを限られた利用者だけではなく、広く周知していくことが必要である。 | 社会教育課 (高田図書館) |
| 18 | 子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。 | ・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援 | - | 有 | ・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブを始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。 | ・市内で開催する各スポーツ教室や大会を市広報・ホームページを使用して情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための会議や研修会を開催する。 ・地域のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員を派遣する。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員などが行う行事等への相互参加の働きかけ及び支援を行う。 | ・市内で開催するスポーツ教室や大会を広報上越・市ホームページ等を通じて市民へ情報提供した。 ・上越SCネット(総合型地域スポーツクラブネットワーク)の総会に出席し、活動状況の情報共有を図った。また、活動を支援するための研修会を開催した。 ・スポーツ教室や健康教室にスポーツ推進委員を派遣した。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブなどが行う行事等へ生涯スポーツ指導員やスポーツ推進員が参画し、生涯スポーツの理解醸成や普及促進を行うことができた。 | B:計画をほぼ実施(80%以上) | B:目標はほぼ達成(80%以上) | ・各スポーツ教室や大会等の情報について、時期を逸することなく、市民に対し情報提供ができた。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための研修会を11月10日(日)に開催した。 ・スポーツ教室や健康教室にスポーツ推進委員を派遣し、市民の健康づくりや体力づくり、生きがいづくりに寄与することができた。 ・障害者団体や総合型地域スポーツクラブなどが行う行事等へ生涯スポーツ指導員やスポーツ推進員が参画し生涯スポーツの理解醸成や普及促進を行うことができた。 | スポーツ推進課 福祉課 | | | | |

第5次人いやさしいまちづくり推進計画 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 第5次人いやさしいまちづくり推進計画 | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------------|---|----------|-------|--|--|---------|---|--|---|--------------------|--------------------------|--|-----------------------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率) | 評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載) | 担当課 |
| | | | | | | | | | 計画(具体的な取組内容) | 実績 | | | | |
| 3 | 誰もが働けるまちづくり | (1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。 | ①雇用機会の創出 | 19 | 市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。 | ・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・求人・求職トータルサポート事業の実施 | 有 | ・市内企業等への就労促進に向け、学生に市内企業を知っていただく機会や就労初期の経済的負担の軽減、長く就労し続けるための意識啓発を行う。 | ・高校による市内企業の見学 ・就職ガイダンス等の開催 ・インターンシップ受入促進事業助成金の交付 ・就労促進家賃補助金の交付 ・求人・求職トータルサポート事業として、企業と求職者をマッチングするポータルサイトの構築や、企業の人材確保のための総合相談窓口の設置等を行う。 | ・高校生企業見学ツアーを7校で実施した。 ・上越公共職業安定所と関係機関の共催で、高校生応募前企業説明会を開催した。(7月10日・11日) ・インターンシップ受入促進事業助成金を9社に交付した。 ・就労促進家賃補助金を新規で48人に交付した。 ・10月1日より「上越妙高求人求職ポータル」の運用を開始した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・高校生を対象とした企業見学ツアーやインターンシップで学生の受入を行った企業に対する助成金の交付、市内に転入し就労した人への就労促進家賃補助金の交付などにより、地元企業への就労を支援し、定着を図ることができた。 ・求人・求職トータルサポート事業として、企業と求職者をマッチングするポータルサイトの運用を10月より開始し、市内企業への就労促進を図った。 | 産業政策課 |
| | | | | 20 | 障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。 | ・関係機関と連携し障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施 | 有 | ・障害のある人の雇用環境の向上を図るため、事業者への意識啓発や障害のある人を対象とした採用機会を設ける。 | ・関係機関と連携した障害者合同就職面接会の開催 ・障害者雇用啓発チラシの作成・配布 ・障害者多数雇用事業者への優遇措置の実施 | ・上越公共職業安定所と連携し、障害者合同就職面接会を開催した。(10月29日) ・障害者多数雇用事業者の優遇措置により、登録事業者の優先指名を行った。 ・障害者雇用啓発チラシを作成し、商工会議所及び商工会連絡協議会を通じて、各会員事業所へ配布した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・障害者合同説明会の開催や障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施により、障害のある人の雇用促進及び就労の安定を図った。 | 産業政策課 |
| | | | | 21 | 就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。 | ・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援 | 有 | ・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施する。 ・就労前の支援にあっては、在宅で生活している障害のある人から就労意欲を持ってもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。 | ・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し次のことを実施する。 ①就労前支援(就労活動に係る意欲の増進等) ②訓練支援(障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等) ③実習支援(企業等における実習実施に係る調整等) ④定着支援(対象者の就労定着に向けた支援等) ⑤職場開拓(就労先企業等の開拓) | ・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、障害のある人の就労や職場定着に向けた相談・支援や就労先、実習先の開拓に資する取組を行った。(一般就労者数:16人) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・障害のある人の意向を踏まえた就労や職場定着の支援を行うことで、適切な訓練、実習や、一般就労につなげることができた。 | 福祉課 |
| | | | | 22 | 仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。 | ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の実施 ・周知チラシの配布による意識啓発 | 有 | ・個々の従業員の価値観や生き方を尊重した働き方を事業者に働きかけるため、情報提供や意識啓発を行うとともに、その導入に必要な経費が生じる場合の負担軽減を行う。 | ・ワーク・ライフ・バランス啓発チラシの作成・配布、ホームページへの掲載 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けたセミナーの開催 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の交付 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の交付 | ・市ホームページ及び広報上越(9月号)で、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行った。 ・ワーク・ライフ・バランス認証制度に関する補助制度チラシを作成し、上越公共職業安定所とともに、事業所が集まる説明会や研修会の場で配布した。(5月17日新規卒予定者対象求人申込説明会、9月5日新規高卒者選考採用説明会) ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の活用はなかったものの、市内企業2社が新たに認定を取得した。 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナー「働く人々の心とからだの健康づくり」を開催(6月25日)するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進を主テーマとした情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」6月25日号を発行した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・ワーク・ライフ・バランスに関するチラシを作成・配布、市ホームページへ掲載することで、意識啓発を図ることができた。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座を開催し、労働者の心身の健康づくりに向けた事業者等の意識啓発を図ることができた。 ・ワーク・ライフ・バランス推進を主テーマとした情報紙の発行により、広く意識啓発を図ることができた。 | 産業政策課 多文化共生課 (男女共同参画推進センター) |

第5次人まちなまちづくり推進計画 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 第5次人まちなまち計画での位置付け | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | |
|-------------------|------|-------------|-----|------------------------------|--|---------|---------|---|--|--|----------------------------|----------------------------------|---|-----------------------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実 施状況や目標達成状況から事業の評価を 記載) | 担当課 |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | |
| | | ②職業能力や人材の育成 | 23 | ひとり親家庭の就労及び生活の安定を図る支援を行います。 | ・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成 ・ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費の取決めにかかる費用などを助成 | - | 有 | ・安定した就労や生活の安定につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。 | ・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成（自立支援教育訓練給付金） ・養育費の取決めにかかる費用などを助成（養育費取決め支援給付金） ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布 | ・母子・父子自立支援員による就労支援を実施 就労相談、履歴書の書き方、ハローワークへの付き添い等を実施 ・資格取得のための費用などを助成（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金） 【3月末現在】 自立支援教育訓練給付金 8件 374千円 高等職業訓練促進給付金 4件 2,917千円 養育費取決め支援給付金 12件 646千円 ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布 | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・安定した就労につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図ることができた。 | こども家庭センター |
| | | | 24 | 障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。 | ・障害者資格取得支援補助金の交付 | - | 有 | ・障害のある人が就労する機会を得られるようにするため、事業者による採用機会を設けるとともに、就職する上で役立つ資格取得を行いやすくする。 | ・障害者合同就職面接会の開催 ・障害者資格取得支援補助金の交付 | ・上越公共職業安定所と連携し、障害者合同就職面接会を開催した。（10月29日） ・障害者資格取得支援補助金を18人に交付した。 | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・障害者合同就職面接会の開催や障害のある人の資格取得に係る費用の一部を補助することにより、障害のある人の就労促進を図った。 | 産業政策課 |
| | | | 25 | あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。 | ・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供 | - | 有 | ・男女共同参画推進センター講座等の開催や、センターで実施する各種啓発事業、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲出・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性が再就職しやすい環境を整えるため、再就職に向けた意識啓発や情報提供の場を設ける。 | ・男女共同参画推進センター等において、女性の能力発揮支援に係る講座を1回以上開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲出、登録女性団体等への提供を行う。 ・関係機関と連携した女性のための再就職支援セミナーの開催。 | ・女性の能力発揮支援に係る男女共同参画推進センター講座を開催するとともに、関係機関が開催する各種研修会等の情報について、男女共同参画推進センターへの掲出や登録団体等への提供を行った。 *講座 ・市主催講座：6月15日「70歳のチア・リーダー」映画上映会&トーク、7月20日、7月24日「女性市議と語る 女性の活躍を考える講座」、10月9日「女性のための地域協議会講座」、6月25日「働く人々の心とからだの健康づくり」 ・男女共同参画出前講座「女性活躍」9月7日、11月12日 ・県主催・市共催講座：8月28日、9月25日、11月19日「働く女性のキャリアデザイン応援セミナー」 ・上越公共職業安定所と連携し、マザーズ再就職支援セミナーを開催した。（10月18日） | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・女性の能力発揮支援に係る講座の開催等を通じて、女性活躍へ向けた市民の意識啓発を図るとともに、女性の再就職支援や労働環境の整備を図ることができた。 | 多文化共生課 (男女共同参画推進センター) 産業政策課 |

第5次人まにやさしいまちづくり推進計画 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 第5次人まにやさしいまちづくり推進計画 | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | |
|---------------------|---|---|-----|---|---|---|---|--|---|--|--------------------|--|---|-----------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性の有無 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載) | 担当課 |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | |
| 4 誰もが健康に暮らせるまちづくり | (1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。 | ①健診・保健指導等の推進 | 26 | 安心して妊娠・出産を迎える支援をすともにも、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導を行います。 | ・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導 ・産婦健康診査 ・産後ケア事業 | - | 有 | ・全ての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の平均受診率90.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。 ・産婦健康診査において、産後うつ病のスクリーニングを行い、支援が必要な産婦を把握する。 ・支援を要する産婦がセルフケアできるよう産後ケア事業につなげる。 | ・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問及び低体重児等への訪問指導を実施する。 ・産婦健康診査の実施と支援を必要とする産婦への産後ケア事業を実施する。 ・低所得妊婦に対する初回産科受診料の公費負担及び新生児聴覚検査初回検査費用の公費負担を行う。 | ・妊婦一般健康診査費公費負担(14回)と産婦健康診査(1回)の公費負担を実施。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を実施。 平均受診率(見込)：98.0% ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業を実施した。 訪問実施率(見込)：99.9% ・支援を必要とする産婦への産後ケア事業を実施した。 訪問実施件数(見込)：208件 来所相談件数(見込)：56件 宿泊型利用件数(見込)：3件 ・低所得妊婦に対する初回産科受診料の公費負担及び新生児聴覚検査初回検査費用の公費負担を実施した。 低所得妊婦に対する初回産科受診助成 件数(見込)：2件 新生児聴覚検査公費負担件数(見込)：844件 | A：計画どおりすべて実施(100%) | A：目標達成(100%) | ・妊婦一般健康診査及び産婦健康診査の公費負担を実施し、適切な時期に受診するよう妊婦及び産婦への周知を行い、受診につなげた。 ・乳幼児健康診査は、未受診者に対して電話や家庭訪問等による受診勧奨を行い、目標を達成する見込みである。 ・産婦、新生児訪問については、長期入院や長期里帰り等により訪問できない家庭以外は助産師等による訪問を実施したことで、目標をほぼ達成できる見込みである。 ・支援を必要とする産婦に対し、授乳や沐浴などセルフケアができるよう産後ケア事業等の支援につなげた。 ・低所得の妊婦に対し初回産科受診助成を実施し速やかな受診へとつながった。 新生児聴覚検査公費負担を実施することで検査へとつながった。 | こども家庭センター |
| | | | 27 | 乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。 | ・各種予防接種の実施 | - | 有 | ・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。 | ・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子手帳アプリのお知らせ機能により、引き続き接種勧奨に努める。 | ・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載や個別通知、出生届出時や乳幼児健診での説明を行った。 ・母子手帳アプリのお知らせ機能により、接種勧奨を行った。 | A：計画どおりすべて実施(100%) | B：目標はほぼ達成(80%以上) | ・予防接種の個別勧奨を計画通りに実施し、目標とする接種率をほぼ達成する見込みである。 | こども家庭センター |
| | | | 28 | 幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組めます。 | ・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布) | - | 有 | ・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・むし歯、歯肉炎の発症予防 ・3歳児のむし歯有病率を現状(R4 3.8%)より減少させる。 ・5歳児のむし歯有病率を20%以下に減少させる。 | ・歯科健診、保健指導、ブラッシング等の健康教育を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(希望者)を実施。 | ・歯科医師の診察、相談を実施。 ・ブラッシング指導を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布(フッ素塗布)を実施。 ・3歳児のむし歯有病率：3.7% ・5歳児のむし歯有病率：17.9% | A：計画どおりすべて実施(100%) | A：目標達成(100%) | ・イラストを用いたブラッシング指導により、保護者の適切なブラッシングの理解につなげた。 ・また、1歳児健診から3歳児健診まで半年ごとの歯科健診及び相談、健康教育、フッ化物歯面塗布(希望者)を実施することで3歳児、5歳児のむし歯有病率の目標を達成した。 ・歯と口の健康週間事業(お口の健康フェスタ)を実施し、歯の衛生に関する周知・啓発を行った。 | こども家庭センター 健康づくり推進課 |
| | | | 29 | 乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。 | ・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習 | - | 有 | ・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。(年100回以上) | ・離乳食相談会、保育園における健康学習を実施する。 | ・離乳食相談会、保育園における健康学習を実施した。 実施回数(見込)：106回 | A：計画どおりすべて実施(100%) | A：目標達成(100%) | ・離乳食相談会や保育園における生活習慣確立のための健康学習を繰り返し実施していることで、保護者の理解につながった。 ・健康学習の開催については、目標回数を達成する見込みである。 | こども家庭センター |
| | | | 30 | 障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。 | ・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応 | - | 有 | ・障害のある人を対象とした健(検)診を実施する。 ・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健康審査等について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の人に対応する。 | ・健康診査を年2回実施する。 ・健康診査受診にあたり、送迎、介助、車いすによる対応を行った。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について周知を図った。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の方に対応した。 ・健康診査を年2回実施し、受診者数78人 | A：計画どおりすべて実施(100%) | A：目標達成(100%) | ・障害のある人の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査カレンダーやホームページによる受診勧奨により健診の周知を実施した。 健診受診者に対して送迎、介助、車いすによる対応による健康診査を実施し、障害のある人の健診受診につなげた。 | 健康づくり推進課 | |
| 31 | 後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。 | ・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。 | - | 有 | ・令和5年度に健(検)診を受けた人へ日時・会場を指定した個別通知や過去に健(検)診を受けた人に対する受診勧奨の通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。 | ・健康診査カレンダーで健診の周知 ・令和5年度に健(検)診を受けた人への日時・会場指定による個別通知の発送、過去3年間に健(検)診を受診した人に受診勧奨通知により受診を促す。 ・健康診査、各種がん検診の実施 | ・健康診査カレンダーで健診について周知を行うとともに令和5年度に健(検)診を受けた人へ日時・会場指定による個別通知と過去3年間に健診を受けた人への個別通知による受診勧奨、健康診査や各種がん検診の受診を促した。 ・健康診査、各種がん検診の実施 ・健康診査の受診見込 9,115人 ・各種がん検診受診見込 胃がん 6,351人、肺がん 18,538人、大腸がん 15,758人 | A：計画どおりすべて実施(100%) | A：目標達成(100%) | ・後期高齢者の生活習慣病の予防に努め健康増進を図るため、健康診査カレンダーで健診について周知を行い、令和5年度に健(検)診を受診した人に対し日時・会場を指定した個別通知を実施し健康診査や各種がん検診の受診につなげた。 | 健康づくり推進課 | | | |

第5次人まじ計画での位置付け 第5次人まじ計画での位置付け 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組の有無 | 予算計上の有無 | 目標 | 令和6年度 | | | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実 施状況や目標達成状況から事業の評価を 記載) | 担当課 | |
|--------------------------------------|----------------------------------|---|------------------------------------|---|---|--|--|--|---|--|---|---|---|--|--------|
| | | | | | | | | | 具体的な取組 | | 事業の実施状況 | | | | |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | | |
| (2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。 | ①地域医療体制の充実 | 32 | 平日夜間や休日などにおける急患患者に対して、応急的な診療を行います。 | ・年間を通じて休日・夜間診療所の開設 | - | 有 | ・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 (診療所開設日数：365日) | ・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供する。 | ・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、軽症患者に対する初期救急医療を提供できた。 | 地域医療推進課 | | |
| | | | 33 | 中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。 | ・各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設 | - | 有 | ・各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 (診療所開設数：8施設) | ・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援した。 | ・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・診療所8施設を開設し、各地域における医療不安の解消及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援できた。 | 地域医療推進課 | |
| | | | 34 | 市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。 | ・中ノ俣地区における通院支援車の定期運行 ・吉川区川谷地区における地域バスの定期運行 | - | 有 | ・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行する。 (運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金) | ・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行する。 | ・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・通院支援のための車両を継続して運行し、無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減した。 *運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金 | 地域医療推進課 | |
| | (3)誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。 | ①高齢者福祉の推進 | 35 | 要介護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。 | ・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催 | - | 有 | ・高齢者等を訪問し、地域包括支援センターについて情報発信するとともに、地域の課題やニーズを把握し、必要に応じて支援につなげる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の対応力の向上を図る。 | ・高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行う。 ・地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催する。 | ・一人暮らしの高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行った。 ・地域包括支援センター職員を対象に介護予防に関する研修会を開催した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・訪問による実態把握を通して、支援が必要な人を確認し、支援につなげた。 ・研修会の開催を通して、地域包括支援センター職員の対応力の向上を図った。 | 高齢者支援課 | |
| | | | | 36 | 介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な介護保険給付を行います。 | ・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付 | - | 有 | ・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第8期介護保険事業計画の検証を行う。 | ・第9期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。 | ・地域包括支援センター職員を対象に成年後見制度や障害者支援、認知症、医療連携、介護予防に関する研修会を開催した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・第9期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付ができた。 | 高齢者支援課 |
| | | | | 37 | すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。 | ・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施 | - | 有 | ・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。 ・身体機能評価の実施 年1回 | ・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施 1,409回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,304回 ・身体機能評価の実施 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施 (3地域自治区) | ・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施1,409回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,304回 ・身体機能評価の実施 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施 (3地域自治区) | B：計画をほぼ実施 (80%以上) | B：目標はほぼ達成 (80%以上) | ・介護予防教室、サロン、身体機能評価について、計画どおり実施することができた。 ・住民組織化が図られていない3地域自治区に関する協議を実施できた。 | 高齢者支援課 |
| | 38 | 一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるように支援します。 | ・高齢者に配食サービスの提供 | - | 有 | ・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。 | ・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。 | ・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。 *実利用者数 429人 *配食数 85,780食 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・アセスメントを実施することにより、利用者に応じたサービスを適切に提供できた。 | 高齢者支援課 | | | |

第5次人ま計画での位置付け 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 第5次人ま計画での位置付け | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | |
|---------------|------|-------|-----|--|--|-------|------|---|--|---|------------------------|----------------------------------|---|--------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組の性 | 予算計上 | 目標 | 具体的な取組 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実 施状況や目標達成状況から事業の評価を 記載) | 担当課 |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | |
| | | | 39 | 高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにしてみようほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。 | ・公共施設で高齢者の施設使用料(利用料金)の減免を実施する。 | - | 有 | ・公の施設の使用料を半額程度に減免することによって、家に閉じこもりがちで高齢者の外出のきっかけを作り、生きがいのある充実した生活を送る手助けをする。 ・協賛事業所の利用者を増加させるために、周知を引き続き行う。 ・協賛事業所の店舗数拡大に向けて、ホームページや広報上越で周知をし随時募集を行う。 | ・ホームページ、広報上越で周知を行い、各種イベント等で対象施設の一覧を配布する。 | ・シニアパスポート利用対象施設利用時に、半額相当を減免することで、高齢者に外出するきっかけを提供した。 ・シニアパスポートの制度や適切な利用について、広報上越やホームページで周知を行った。 ・協賛事業所の一覧をシニアスポーツ大会で参加者に配布し周知を行った。 | A:計画どおりすべて実施 (100%) | B:目標はほぼ達成 (80%以上) | ・高齢者に温浴施設等の利用を通じて外出を促すことにより、閉じこもりを予防するとともに、家族や仲間との交流を深め、健康を維持し、生きがいのある充実した生活を送る手助けとなった。 | 高齢者支援課 |
| | | | 40 | スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。 | ・スポーツ大会や作品展等の開催 | - | 有 | ・各種大会やシニア作品展を開催し、高齢者の生きがいづくりにつなげる。 ・シニア作品展において、高齢者の趣味活動の成果を多くの人に見てもらうことで、創作意欲の向上や創作活動の活性化につなげる。 | ・各種大会を老人クラブ連合会などの関係機関と連携しながら開催し、より多くの交流を図る。 ・シニア作品展において、高齢者の趣味活動の成果を多くの人に見てもらうことで、創作意欲の向上や創作活動の活性化につなげる。 | ○シニアスポーツ大会 ・開催済み…9地区(合併前上越市、安塚区、大島区、牧区、柿崎区、大湯区、頸城区、中郷区、名立区)、参加者数1,373人 ・2月末実施予定…1地区(清里区) ○シニア作品展 ・10月16日(水)～19日(土)高田城址公園オーレンプラザにて開催済 ○シニアゲートボール大会(三和区のみ輪投げ大会) ・開催済み…5地区(合併前上越市、大島区、牧区、頸城区、清里区)参加者数 183人 | A:計画どおりすべて実施 (100%) | A:目標達成 (100%) | ・シニアスポーツ大会やシニアゲートボール大会等を開催し、高齢者の活動の場や交流の場を提供することができた。 | 高齢者支援課 |
| | | | 41 | 活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。 | ・シルバー人材センターへの補助金の交付 | - | 有 | ・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。 | ・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施した。 *上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円 | ・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施した。 *上越市シルバー人材センター補助金 金額 17,801千円 | A:計画どおりすべて実施 (100%) | A:目標達成 (100%) | ・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターへ補助を行うことにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進できた。 | 高齢者支援課 |
| | | | 42 | 会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。 | ・老人クラブへの補助金の交付 | - | 有 | ・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。 | ・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 :単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 9,494千円 老人クラブ連合会未加入クラブ 交付額 1,187千円 :老人クラブ連合会への補助金 交付額 4,145千円(活動費) 交付額 200千円(事務費) | ・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 :単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 交付額 9,494千円 老人クラブ連合会未加入クラブ 交付額 1,187千円 :老人クラブ連合会への補助金 交付額 4,145千円(活動費) 交付額 200千円(事務費) | A:計画どおりすべて実施 (100%) | A:目標達成 (100%) | ・老人クラブ連合会に加入しているクラブ、老人クラブ連合会に加入していないクラブ及び老人クラブ連合会の事業費等の一部を助成し、高齢者の健康保持増進活動、交流友愛活動及び地域福祉活動を活性化するとともに、高齢者の生きがいと健康づくりにつなげるのができた。 | 高齢者支援課 |
| | | | 43 | 高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場を提供します。 | ・市民いこいの家における展示コーナーの設置 | - | 有 | ・展示コーナーを設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 | ・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 | ・毎月の広報上越及び市ホームページでの作品展示及び展示作品募集を行い、広く周知した。 ・展示会場は、市民いこいの家、福祉交流プラザ、雁木通りプラザの3箇所。 | A:計画どおりすべて実施 (100%) | A:目標達成 (100%) | ・高齢者等の創作活動や交流の場を提供し、高齢者の生きがいづくりを支援することができた。 | 高齢者支援課 |
| | | | 44 | 高齢者に関連した行政情報をラジオにより的確にわかりやすく発信します。 | ・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供 | - | 有 | ・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。 ・災害時における緊急情報を放送できる環境を維持する。 | ・行政情報番組「広報Jステーション」において市からのお知らせ、市民の市民の安全・安心につながる情報、交通事故防止に係る注意喚起や各区の市民による自身の活動紹介等を発信する。 | ・行政情報番組「広報Jステーション」において市政情報や市民活動に関する情報、安全・安心情報など様々な情報を発信した。 ・コミュニティFM放送を通じて、災害時における緊急情報の発信を行うことができる環境を維持した。 | A:計画どおりすべて実施 (100%) | A:目標達成 (100%) | ・行政情報番組「広報Jステーション」において、時期を逸することなく、市からのお知らせ、市民の安全・安心につながる情報、交通事故防止に係る注意喚起や各区の市民による自身の活動紹介等を発信することにより、市民へのタイムリーな情報提供を行うことができた。 | 広報対話課 |

第5次人まじ計画での位置付け 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 第5次人まじ計画での位置付け | | | | 令和6年度 | | | | | | | 担当課 | | | |
|----------------|------|-----------|-----|--|---|---------|---------|--|---|--|----------------------------|------------------|--|---|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組 | | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実 施状況や目標達成状況から事業の評価を 記載) |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | |
| | | ②障害者福祉の推進 | 45 | 障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。 | ・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催 | - | 有 | ・上越市障害者自立支援協議会の開催を通じて、地域の障害者福祉に関する課題解決に向けた議論を進め、障害福祉計画の策定に反映する。 | ・上越市障害者自立支援協議会全体会議の開催（年2～3回） | ・上越市障害者自立支援協議会を開催した。（第1回：9月6日、第2回：2月20日） | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・各専門部会や当事者部会から提案された地域課題の解決に向けた意見交換が行われるとともに、必要な取組の方向性を検討することができた。 | 福祉課 |
| | | | 46 | 障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活が送ることができるよう支援します。 | ・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。 | - | 有 | ・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、障害福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。 | ・福祉課窓口での相談や、関係機関（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等）と連携し、障害のある人を必要な福祉サービスにつなげていく。 | ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所が本人の状態や必要な支援などの情報を踏まえて連携しながら、障害福祉サービスを必要とする人に対し、適切に障害福祉サービスの利用につなぐ。 | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・福祉サービスを必要とする人へ適切に障害福祉サービスを給付することにより、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図ることができた。 | 福祉課 |
| | | | 47 | 心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。 | ・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成 | - | 有 | ・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。 | 医療費の助成や手当を給付する。 ・重度心身障害者医療費助成 ・自立支援医療費（更生医療） ・自立支援医療費（育成医療） ・精神障害者入院医療費助成 ・特別障害者手当の支給 手当額…月額28,840円 ・障害児福祉手当の支給 手当額…月額15,690円 ・在宅介護手当の支給 手当額…月額5,000円 ・在宅介助手当の支給 手当額…年額20,000円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 1口目掛金の3分の1を助成 | 医療費の助成や手当を給付 ・重度心身障害者医療費助成 419,675千円 ・自立支援医療費（更生医療） 96,259千円 ・自立支援医療費（育成医療） 2,878千円 ・精神障害者入院医療費助成 1,664件、8,320千円(支給月：9月、12月、翌年4月) ・特別障害者手当の支給 手当額…月額28,840円 97,254千円 ・障害児福祉手当の支給 手当額…月額15,690円 19,404千円 ・在宅介護手当の支給 手当額…月額5,000円 3,267件（支給月：11月、翌年5月） ・在宅介助手当の支給 手当額…年額20,000円 516件（支給月：翌年5月） ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 351件（支給月：10月、翌年4月） | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・医療費の助成や手当を給付し、障害のある人の経済的負担を軽減した。 | 福祉課 |
| | | | 48 | 心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。 | ・特別な配慮が必要と認められる児童の保育 | - | 有 | ・保育園等において、特別な配慮が必要な子どもに対して、保育を提供する。 実利用者見込み 417人 | ・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 | ・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れた。 R6受入実績（見込）：431人 | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・公立・私立の保育園等での提供体制を整えるとともに加配職員の配置を行い、障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、特別な配慮が必要な子どもを受け入れることができた。 | 幼児保育課 |

第5次人ま計画での位置付け 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 第5次人ま計画での位置付け | | | | 令和6年度 | | | | | | | 担当課 | | | |
|---------------|------|-------|-----|--|---|---------|---------|--|--|---|------------------------|--|---|---|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組 | | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載) |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | |
| | | | 49 | 発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。 | ・子どもの発達及び発育に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる一時保育を実施 | - | 有 | ・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。 | ・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。 | ・子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもへの療育を実施した。 ・外部の言語聴覚士から月2回専門的な指導を受けるなど、センターの機能強化に努めた。 ・一時保育の利用実績（見込）13件 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・センターの機能強化に取り組みながら、子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもへの療育を実施し、子どもの健やかな育ちを支援した。 ・事故やけがのない、安全な一時保育を行い、保護者の負担軽減を図った。 | 幼児保育課 子ども発達支援センター |
| | | | 50 | 障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。 | ・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給 | - | 有 | ・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。 | ・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給した。 *日常生活用具 4,395件 *補装具 456件 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・障害のある人に、必要とする日常生活用具を給付し、また補装具の購入・修理費用を支給したことで、障害のある人の生活環境の改善を図った。 | 福祉課 | |
| | | | 51 | 障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしてみようほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。 | ・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施 | - | 無 | ・市ホームページで該当施設を案内するほか、割引対象施設に割引がある旨の掲示を行うなどの方法により、周知や徹底を図る。 | ・障害者手帳所持者及び介助者の公共施設の利用料等の軽減を実施。 【公共施設の使用料減免】 要綱に規定されている公共施設を障害者手帳所持者及び介助者等が利用した際に、利用料金の50%を減免。 | ・障害者手帳所持者及び介助者の公共施設の利用料等の負担軽減を図った。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・障害者手帳所持者及びその介助者の公共施設の利用料金を軽減することにより、外出や社会参加の機会を増やし生きがいのある充実した生活ができるよう支援することができた。 | 福祉課 |
| | | | 52 | 障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。 | ・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成 | - | 有 | ・手帳交付時に制度の説明を行うほか、広報上越や市ホームページへの掲載など、周知徹底を図る。 | 【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付…1人あたり24,000円 ・燃料券の交付…1人あたり19,000円 ・燃料費助成…1人あたり19,000円 ・タクシー券と路線バス利用券の交付…1人あたりタクシー券12,000円、路線バス利用券12,000円 【運転免許取得費の助成】 助成額：免許取得費用の2/3（10万円限度） 【自動車改造費の助成（本人運転）】 助成額：10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額：改造費用（60万円を超える場合は60万円）に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】（車両2台） ふれあい号（大型バス） フレンド号（小型バス） | 【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の更新や料金改定について意見交換を行った。（第1回上越市福祉有償運送運営協議会開催：12月20日） 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付…1,732人に交付 ・タクシー券・バス券セット券の交付…45人に交付 ・燃料券の交付…2,517人に交付 ・燃料費助成…1,093人を認定 【運転免許取得費の助成】 1件、100千円 【自動車改造費の助成（本人運転）】 5件、500千円 【介護者用自動車改造費の助成】 5件、1,155千円 【福祉バス運行業務】（車両2台） ふれあい号（大型バス） 13,700km、1,012時間 フレンド号（小型バス） 13,720km、898時間 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・会議において、福祉有償運送実施団体の更新や料金改定について意見交換を行い、福祉有償運送の適切な運営に向けて取り組むことができた。 ・タクシー利用券、バス利用券、燃料券の交付や燃料費の助成、自動車改造費等の助成により、障害のある人の経済的負担の軽減と社会参加の促進を図ることができた。 | 福祉課 |
| | | | 53 | 手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。 | ・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成 | - | 有 | ・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者の育成を図る。 *手話通訳者資格の取得 1人以上 | ・手話通訳・要約筆記者の派遣 ・手話通訳・要約筆記者養成講座の開催 | ・派遣を希望する全ての人及び団体に手話通訳者又は要約筆記者を派遣した。（492件） ・手話通訳者及び要約筆記者を養成するための各種講座を開催した。 ・上越市手話通訳者として新たに1人を登録した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・手話通訳者等を派遣することで聴覚に障害のある人の社会参加を促進することができた。 ・手話通訳者及び要約筆記者を育成した。 | 福祉課 |
| | | | 54 | 市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。 | ・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック | - | 有 | ・ホームページを通じて、誰もが市政情報や緊急時の情報を迅速かつ的確に入手することができる状態を維持する。 | ・各課等が新規掲載及び更新するページについて、公開前に内容を確認し、ウェブアクセシビリティ確保の観点を含め必要な修正を指示する。 | ・各担当課が掲載するページの内容を掲載前に確認し、ウェブアクセシビリティ確保のために必要な修正を指示したほか、ホームページの信頼性を損なう古い記事の削除を指示した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・各担当課が掲載するページの内容を掲載前に確認し、ウェブアクセシビリティ確保のために必要な修正を指示したほか、ホームページの信頼性を損なう古い記事の削除を指示し、適切に管理・運用した。 | 広報対話課 |
| | | | 55 | 市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。 | ・CDによる情報提供 | - | 有 | ・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。 | ・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供する。 | ・「声の広報」を希望する視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し、市政情報を提供した。（34人） | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・「声の広報」を視覚に障害のある人に広報上越の内容をCDに録音し、市政情報を提供できた。 | 福祉課 |

第5次人まじ計画での位置付け 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 第5次人まじ計画での位置付け | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | |
|----------------|------|--------------|-----|--|--|---------|-------|---|---|---|----------------------------|----------------------------------|--|----------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組の方向性 | 予算の有無 | 目標 | 具体的な取組 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実 施状況や目標達成状況から事業の評価を 記載) | 担当課 |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | |
| | | ③子育て・療育支援の充実 | 56 | 保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。 | ・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施 | | 有 | ・0・1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる体制を整え、多様な保育サービスを提供する。 0、1歳児（実利用者見込み）1,003人 障害児保育（実利用者見込み）366人 一時預かり（延べ利用者見込み）3,654人 午後7時までの延長保育（延べ利用者見込み）11,260人 休日保育（延べ利用者見込み）1,272人 ・ファミリーヘルプ保育園における児童の受入れや病児・病後児保育室における送迎及び児童の受入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数（見込み）】 ファミリーヘルプ保育園 7,030人 病児・病後児保育室 4,068人 | ・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0、1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・ファミリーヘルプ保育園における児童の受入れや病児・病後児保育室における送迎及び児童の受入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 | ・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、多様な保育サービスを提供した。 0、1歳児 R6実績見込：1,001人 障害児保育 R6実績見込：380人 一時預かり R6実績見込：2,410人 午後7時までの延長保育 R6実績見込：9,230人 休日保育 R6実績見込：1,377人 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供した。 R6実績見込 ファミリーヘルプ保育園 7,628人 病児・病後児保育室 5,068人 (うち、送迎対応実績 3人) | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・0、1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる体制を整え、多様な保育サービスを提供した。 ・ファミリーヘルプ保育園や病児・病後児保育室で児童の受入れに対応できる体制を常に整え、利用要件に合致する全ての利用申込みに対応し、適切に保育サービスを提供することができた。 | 幼児保育課 |
| | | | 57 | 児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。 | ・こどもセンターの運営 ・子育てひろばの運営 | | 有 | ・親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。 ・楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的で開催する。 | ・こどもセンターにて定期的に子育てセミナーの実施をするほか、子育てひろばで月1回イベントを開催する。 ・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施する。 ・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供する。 | ・こどもセンターにて定期的に子育てセミナーを実施し、子育てひろばで月1回イベントを開催した。 ・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施した。 ・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供した。 【実績見込】 ・こどもセンター子育てセミナー（年11回） ・子育てひろばイベント（月1回） ・保健師や栄養士による専門的な相談窓口の開設（年30回）※子育て相談は通年実施 | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・こどもセンターや子育てひろばにおいて定期的に保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図った。 ・各種講座や親子向けのイベントを開催し、子どものすこやかな育ちを支援するとともに、安心して子育てができる環境づくりを推進した。 | こども家庭センター |
| | | | 58 | (再掲 No.49) 発達等に不安を抱える保護者からの相談を受け、必要な療育サービスを提供して、子どもがすこやかに育つことができるよう支援します。 | ・子どもの発達及び発達に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す療育を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる時保育を実施 | | 有 | ・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施し、子どものすこやかな育ちを支援する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。 | ・子どもの発達に関する相談に対応するとともに、発達を促す療育を実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。 | ・子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもへの療育を実施した。 ・外部の言語聴覚士から月2回専門的な指導を受けるなど、センターの機能強化に努めた。 ・一時保育の利用実績（見込）13件 | A：計画どおり すべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・センターの機能強化に取り組みながら、子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもへの療育を実施し、子どもの健やかな育ちを支援した。 ・事故やけがのない安全な一時保育を行い、保護者の負担軽減を図った。 | 幼児保育課 こども発達支援センター |

第5次人まちなちづくり推進計画 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 第5次人まちなちづくり推進計画 | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------------------------|--|-------------------------------|-------|--|--|---------|----|---|--|--|----------------------------------|---|---|-----------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性の有無 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載) | 担当課 | |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | | |
| 5 | 誰もが互いに支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します | (1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。 | ①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり | 59 | 共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。 | ・NPO・ボランティアセンターの運営 | - | 有 | ・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティア活動の普及啓発やコーディネートに取り組みほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。 | ・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 | ・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供した。ボランティアコーディネート成立件数：37件 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・NPO・ボランティアセンターにおいて、市民活動のサポートやボランティアコーディネート、情報提供を実施し、ボランティア活動や地域活動への参加を促進することで、市民主体のまちづくりへの意識向上を図ることができた。 | 地域政策課 |
| | | | | 60 | 地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。 | ・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談 | - | 有 | ・住民組織や町内会等へ話し合いを支援するファシリテーターの派遣を行い、地域の課題解決を支援する。 (新規実施団体：1団体、フォローアップ団体：1団体の実施) | ・住民組織や町内会等へ話し合いを支援するファシリテーターの派遣について、二度にわたり募集を行った結果、事業の活用を希望する2団体から問合せがあり、聞き取りを行った。 | ・住民組織や町内会等へ地域づくりを支援するファシリテーター派遣について、二度にわたり募集を行った結果、事業の活用を希望する2団体から問合せがあり、聞き取りを行った。 ・そのうち、テーマ設定が明確だった1団体と実施に向けた調整を行っていたが、その途中で辞退されることとなった。 | B：計画をほぼ実施 (80%以上) | C：目標を達成できなかった | ・令和5年度の新規実施団体がなかったため、フォローアップの実施なし。 ・また、令和6年度の新規実施団体について募集を行ったが、実施に至らなかった。 ・具体的に話し合いたいテーマは設定されているが、そこからファシリテーターの派遣に至るまでの調整過程で、話し合いの前提となる条件（話し合いの目的、獲得目標）を市職員と共に整理していく作業がある。 ・その作業が当事業の目的である「話し合いの方法を学ぶ」ために重要だが、課題を解決したい団体にとっては、かえって心理的負担になっているようである。 ・新年度においては、話し合い前の段階における支援が必要と考えられること、市職員がファシリテーター役を担う体制に変更して実施する計画としている。 | 地域政策課 |
| | | | | 61 | 育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 | ・ファミリーサポートセンターの運営 | - | 有 | ・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。 | ・依頼会員からのニーズに対応できるよう経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 | ・提供会員養成講座の開催（4回/年） ・フォローアップ講習会、情報交流会、会員交流会、事業PR講座（各1回/年） | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・各種団体等を対象とした説明会を開催し、提供会員の安定的な確保に努めた。 ・養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図った。 ・依頼会員の仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる環境づくりを推進した。 | こども家庭センター |
| | | | | 62 | 地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。 | ・訪問型サービスB（有償ボランティアによる家事支援）を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。 | - | 有 | ・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録励賞を通じた担い手確保を図る。 | ・有償ボランティア養成講座の開催 ・担い手フォローアップ講座の開催 ・各種団体等を対象とした説明会（随時開催）の開催。 | ・有償ボランティア養成講座を6回開催した。 (R7.12.31現在の登録者数：19人) ・担い手フォローアップ講座を2回開催した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・有償ボランティア養成講座を6回計画し、担い手の確保を図ることができた。 ・担い手フォローアップ研修を2回計画し、既に活動している有償ボランティアのスキルアップを図ることができた。 | 高齢者支援課 |
| | | | | 63 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守りの体制を構築します。 | ・高齢者見守り支援ネットワーク事業 | - | 有 | ・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域住民の見守り意識を高め、日常的な見守り活動の促進を図る。 | ・地域に出向き、高齢化の現状等を説明することにより、見守り活動の必要性を認識していただき、日常的な見守り活動の促進につなげる。 | ・高齢者等見守り支援ネットワーク協定を新たに1事業所と締結した。 ・地域等の説明会を利用し、地域の高齢化の状況を提示し、見守り活動の働きかけを行った。 ・高齢者見守り支援ネットワーク懇談会を開催し、協定事業所や関係機関等と情報交換を行った。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・協定を締結したことにより、地域での見守りの強化に繋がった。 ・日常における地域の見守り活動の意識付けや、見守り活動における現状を把握し今後の活動に役立てることができた。 | 高齢者支援課 |
| | | | | 64 | | ・認知症サポーターの養成 | - | 有 | ・認知症を正しく理解し、認知症の人を見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、サポーターを養成する。 | ・認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、子どもから高齢者まで幅広い年代の認知症サポーターを養成する。 | ・認知症サポーター養成講座の開催を通して、子どもから高齢者まで幅広い年代のサポーターを養成した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・学校や企業に養成講座の開催を促し、認知症サポーターの養成を行った。 | 高齢者支援課 |

| 第5次人ま計画での位置付け | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-----------------------------------|--|-----------------|-------|--|--|---------|----|--|---|--|----------------------------------|---|--|-----------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組の方向性 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載) | 担当課 | |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | | |
| 6 誰もが安心して暮らせるまちづくり | 誰もが災害や犯罪などに備え、安全・安心に暮らせるまちを目指します。 | (1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。 | ①防災対策や避難支援体制の充実 | 65 | 市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。 | ・安全メールによる情報発信 | - | 有 | ・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。 | ・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・社会情勢に対応し、メールを始めSNSなど多様な手段で情報発信を行う。 | ・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信した。 ・令和7年3月末現在の登録件数：34,400人 ・高齢者世帯訪問時（10月）や学校・保護者へのチラシ配布により登録の周知を行った。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信している。 | 市民安全課 |
| | | | | 66 | 災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。 | ・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供 | - | 有 | ・ハザードマップの作成・配布 ・災害リスクが高い地域を明確にし、市民が危険を事前に把握できるようにする。 ・防災行政無線等の整備 ・次期防災行政情報伝達システム整備のため、工事を早期に発注する。 ・防災行政無線等の運用 ・既存の防災行政無線システムを活用し、災害に迅速に対応する。 ・防災気象情報の提供 ・市ホームページの「防災情報リンク集」を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。 ・各種ハザードマップの多言語化 ・多言語アプリにおける各種ハザードマップ等の情報を最新に保つ。 | ・ハザードマップの作成・配布・周知 ・転入者等に配布する。必要に応じ増刷する。また、沿岸部の町内会等に対し、津波ハザードマップの研修会等を行い、周知を図る。 ・防災行政無線等の整備 ・次期システムの工事契約に必要な契約手続きや庁内調整を適時適切に行う。また、津波ハザードマップで示す浸水エリア等の屋外スピーカーを高性能スピーカーに更新し、避難情報などの緊急音達の向上を図る。 ・防災行政無線等の運用 ・既存の防災行政無線システムの保守点検を実施し、必要な修繕を適切に行う。また、無線放送の内容について、「やさしい日本語」の活用を図るとともに、防災アプリにより防災情報の多言語配信を行う。 ・防災気象情報の提供 ・外部リンクの追加やリンク先ページの更新によるアドレス変更の対応を定期的実施し、市民が必要とする情報を提供する。 ・各種ハザードマップの多言語化 ・各種ハザードマップの更新に伴い、多言語アプリ内の情報の更新を速やかに行う。 | ・洪水ハザードマップ ・県が新たに公表する中小河川の想定最大規模の浸水想定区域図に基づき洪水ハザードマップの更新を行うための業務委託契約手続きをR5年度に契約し、その後、R6年度に対象河川が増えたことから、変更契約した。R7.3月末までに全戸配布する。 ・防災行政無線等 ・防災行政無線システム等の保守点検を行っている。次期防災行政情報伝達システムへ更新するため、上越市防災行政情報伝達システム整備・機能強化等工事を進める（工期：R6～R8年度）。 ・防災情報リンク集 ・上越市からの災害情報収集手段の掲載や「地震・津波」情報の追加、リンク先ページの更新によるアドレス変更等の対応を定期的実施している。 ・各種ハザードマップの多言語化 ・更新した洪水ハザードマップは、日本語のほか、無料の多言語対応情報発信アプリ「カタログポケット」を使用することにより4か国語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）で閲覧が可能。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・概ね計画どおり進めることができた。 | 危機管理課 多文化共生課 |
| | | | | 67 | 要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。 | ・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。 | - | 有 | ・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、本市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。 ・要支援者の避難体制確立に向け、自主防災組織に対して個別避難計画に基づく訓練実施を促す。 | ・県計画の変更に合わせて、市地域防災計画の修正を行う。 ・防災アドバイザーの派遣や防災リーダーを対象とした要支援者セミナーの開催により、訓練実施を促す。 | ・県計画の修正状況について、情報収集を実施。 ・防災リーダー研修による要支援者セミナーの実施（9箇所） ・町内会に対して災害時の避難や訓練に必要な防災資機材購入費の補助を実施（申請件数130件） | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・国の防災基本計画及び県地域防災計画の修正を踏まえ、市地域防災計画について所要の修正を行い、避難体制の整備を進める。 ・防災リーダーへ要支援者セミナーを実施し、地域における助け合いや支援の必要性を理解してもらった。 ・防災活動に必要な資機材整備の補助を通じて、活動を支援した。 | 市民安全課 |
| | | | | 68 | 要支援者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。 | ・要支援者名簿の充実 ・個別避難計画策定の支援 | - | 有 | ・町内会で作成・更新する個別避難計画に関し、地域の災害リスクや要支援者の心身の状態などを踏まえた、実効性のある支援方法の検討、更新を促す。 | ・市総合防災訓練等の機会を捉え、個別避難計画の更新等の支援を行う。 | ・民生委員や町内会長の協力を得て、避難行動要支援者名簿の更新作業を実施 ・防災危機管理部局と協力し、町内会長等を対象とした研修会やワークショップなどで、要支援者への支援方法を説明 ・社協と連携し、個別避難計画の作成支援事業を実施（五智2丁目、五智1丁目、木田1丁目、小丸山団地、大字南、大和5・6丁目、春日新田、港町1.2丁目） | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・防災危機管理部局や社会福祉協議会と連携し、研修会や個別避難計画の作成支援を行うなど、災害時の円滑な避難支援の実施を図った。 | 生活支援課 |
| | | | | 69 | 災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。 | ・福祉避難所対象者の管理・調整 ・ヘルプカード・安全メールの活用 | - | 有 | ・福祉避難所対象者について定期的に確認を行い、最新の情報を関係者が共有できるようにする。 | ・福祉避難所対象者の個別避難計画について、最新情報の確認を行う。 ・災害時における視覚障害及び聴覚障害のある人用にヘルプカードを作成、配布する。 | ・避難行動要支援者名簿の更新が定期的に行えるよう担当課へ情報提供を行った。 ・視覚障害及び聴覚障害のある人で希望する人にヘルプカードを作成、配布（200人）するとともに、健常者にもヘルプカードの意義を理解してもらうため、ヘルプマークとあわせて、市ホームページや市公式SNS、デジタルサイネージを活用して広く周知を図った。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・担当課と連携した避難行動要支援者名簿の更新及び、ヘルプカードの配布により、災害時等の備えにつなげることができた。 | 福祉課 |
| | | | | 70 | 災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。 | ・防災アドバイザーの派遣 ・防災士や防災リーダーの養成 | - | 有 | ・地域の防災リーダーとなる防災士を養成するとともに、町内会長や防災士に対する研修の実施や自主防災組織に防災アドバイザーを派遣するなど地域における防災活動の支援を行い、地域防災力の向上を図る。 | ・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営訓練を実施する。 ・要支援者セミナーの開催により、訓練実施を促す。 ・活動停滞組織及び要支援者訓練計画組織に対し、防災アドバイザーを派遣する。 ・防災リーダー研修の実施(市内9箇所) ・防災活動への若い世代や女性の参画を図るため、防災士資格取得に必要な教本代と受験料を補助する。 | ・防災士養成講座の実施（養成者数79人） ・防災活動へ若い世代や女性の参画を図るため、防災士資格取得に必要な教本代と受験料を補助した。 ・市内の指定避難所において、避難所運営訓練を実施（27箇所） ・防災リーダー研修の実施（9箇所） ・防災アドバイザーを増員（33人→39人）し、支援体制を強化 ・活動停滞組織及び要支援者訓練計画組織に対し、防災アドバイザーを派遣（派遣件数85回） | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・地域の防災リーダーとなる防災士を養成するとともに、町内会長や防災士に対する研修を実施したほか、自主防災組織に防災アドバイザーを派遣して地域における防災活動の支援を行い、地域防災力の向上を図った。 | 市民安全課 |

第5次人まじ計画での位置付け 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 第5次人まじ計画での位置付け | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | | |
|----------------|------|--------------------------------------|----------|-------|---|--|---------|----|---|--|---|----------------------------------|---|--|---------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方向性の有無 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載) | 担当課 | |
| | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | | |
| | | (2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。 | ①防犯対策の充実 | 71 | 「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。 | ・防犯意識の向上に向けた広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供 | - | 有 | ・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を実施する。 | ・警察、各団体と連携し、年金支給日等にあわせて、特殊詐欺防止チラシを配布し注意喚起する。 ・依頼に応じ防犯教室や出前講座等を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を通年で実施する。 | ・防犯意識を向上させるため、偶数月の年金支給日及び防犯週間において、特殊詐欺防止に関する啓発活動や敬老会等への出前講座を実施した。 ・特殊詐欺被害防止のため、警察と協力し定期的に情報共有会議を行ったほか、関係課とも連携し、民生委員・児童委員への注意喚起の協力依頼や、高齢者が集まる機会に啓発チラシを配布するなど積極的な注意啓発活動を実施した。 ・地域安全支援員、安全教育指導員による高齢者世帯訪問を実施した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・年金支給日及び防犯週間等で特殊詐欺被害防止の啓発活動を積極的に実施したほか、高齢者世帯訪問を実施し、防犯意識の向上を図ることができた。 | 市民安全課 |
| | | | | 72 | 地域の連帯感を高め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。 | ・自主防犯活動の推進 ・人材の育成 | - | 有 | ・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため広報媒体を通じて防犯活動の啓発強化を図る。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を増加させる。 ・110ばん協力車参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。 | ・地域の防犯活動に多くの市民から参加してもらうため、地域ぐるみの防犯活動の重要性を周知する。 ・110ばん協力車によるながらパトロールに参加してもらうため、各広報媒体や高齢者世帯訪問等を通じ制度を広く周知し、参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員を対象とした研修会を実施する。 | ・防犯の日(7/12)、防犯週間(7/6~7/14)にあわせた取組依頼を行った。(市内の小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園、防犯協会、町内会、商工会) ・広報上越(7月号)にて特殊詐欺の注意喚起の特集と共に、防犯の日、防犯週間に合わせた取組を呼びかけたほか、市役所前、朝市にて、警察と協力し特殊詐欺防止の啓発運動を実施するなど、率先して防犯活動を実施した。 ・地域安全支援員対象の研修会を10月・12月に実施した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | B：目標はほぼ達成 (80%以上) | ・防犯の日、防犯週間の期間中の参加人数は21,817人(前年比-384人)となった。 ・110ばん協力車の登録を市民・事業所へ呼びかけ、登録者数の拡充を図ることができた。 ・地域安全支援員対象の研修会を実施し指導力の向上を図ることができた。 | 市民安全課 |
| | | | | 73 | ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。 | ・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・住宅等の防犯対策の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進 | - | 有 | ・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。 | ・各保育園・幼稚園、小学校で防犯教室を実施する。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対応を検討する。 | ・地域安全支援員、安全教育指導員が保育園や小学校等に出向き、年代に応じた内容で防犯教室を実施した。 ・派遣要請のなかった保育園等に対しては、実施内容について調査し、防犯教育が行われていることを確認した。 ・小中学校における通学路点検箇所については、要望に沿って防犯灯の修繕等を行った。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・派遣要請のあった保育園や小学校等に地域安全支援員、安全教育指導員が出向き、年代に応じた内容で防犯教室を実施している。 ・派遣要請のなかった保育園等に対しては、実施内容について調査し、防犯教育が行われていることを確認した。 | 市民安全課 |
| | | | | 74 | 要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。 | ・除雪費の一部助成 | - | 有 | ・要援護世帯除雪費助成事業の対象となる全ての世帯が助成を受け、除排雪できている状態とする。 | ・民生委員・児童委員の意見を踏まえて対象者を決定し、限度額内において除排雪に要した費用の一部を助成する。 | ・助成申請約7,800件に対し、冬期間における除排雪経費の助成を行う。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・助成申請により対象決定後、実績報告に基づき除排雪費用の助成を実施した。 | 生活援護課 |
| | | (3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。 | ①除雪対策の充実 | 75 | 通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童・生徒の安全確保を図ります。 | ・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める | - | 有 | ・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進。 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める。 | ・通学路の変更や追加があった場合は、歩道除雪の可否について、除雪事業者と現地確認を行い、実施が可能と判断した路線は、R6年度の冬期道路交通確保除雪計画に登載し、除雪を行う。 | ・通学路の変更や追加があった歩道について、除雪事業者と現地確認を実施し、除雪が可能な路線を、R6年度の冬期道路交通確保除雪計画に登載した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の実施により、冬期間通学児童・生徒の安全確保を図ることができた。 | 道路課 (雪対策室) |
| | | | | 76 | 中山間地域における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。 | ・集落内の主要生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託 | - | 有 | ・9地区13集落について集落内の主要生活道路の除雪等の業務を実施する。 ・新潟県に対して本事業の継続と活動主体や事業実施対象地域の要件の緩和について引き続き要望していく。 | ・9地区13集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託する。 ・新潟県に対して本事業の継続と活動主体や事業実施対象地域の要件の緩和について要望を行う。 | ・9地区13集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・当該事業の対象地域である9地区13集落へ集落内の主要生活道路の除雪等の業務を委託したことで中山間地域の集落における冬期間の安全・安心の確保を行うことができた。 | 地域政策課 |
| | | | | 77 | 中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。 | ・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援 | - | 有 | ・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。 | ・実施団体への聞き取りによりニーズを把握し、必要に応じて補助金を交付する。 ・実施団体への聞き取り内容を参考に制度の在り方を検討していく。 *地域支え合い体制づくり事業補助金 1地区×5万円 | ・1団体に補助金を交付した。 | A：計画どおりすべて実施 (100%) | A：目標達成 (100%) | ・当該事業を活用した地域からは「非常に助かった」等、感謝の声が聞こえていることから、支え合い体制の維持を構築できた。 | 地域政策課 |

第5次人ま計画での位置付け 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 基本方針 | 基本目標 | 第5次人ま計画での位置付け | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組の有無 | 予算計上 | 目標 | 令和6年度 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況 (事業の成果や効果 目標達成率) | 評価 (目標達成の理由、未達成の要因等、実 施状況や目標達成状況から事業の評価を 記載) | 担当課 |
|------|--|---------------------------------|---|--|--|--|--|------------------------|---|--|---|------------------------|---|--|--------|
| | | 施策の方向 | | | | | | | | 具体的な取組 | | | | | |
| | | | | | | | | | | 計画 (具体的な取組内容) | 実績 | | | | |
| 7 | 誰もが快適に暮らせるまちづくり 誰もが快適に暮らせるまちづくり 誰もが利用しやすく、住みやすく、安全に生活できるまちを目指します | (1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。 | ①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進 | 78 | 市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。 | ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備(学校施設、公民館、体育施設、観光施設等) ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置 | - | 有 | ・市の施設の新設、増設、改修に当たり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 *適合率100%を目指す (構造上やむを得ない場合を除く) | ・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実に進行。 ・各課の修繕見込みから内容を確認し、指針適合に結び付ける。 | ・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実に進行、整備を推進した。 ・R6年度の事前協議における適合率は100% | A:計画どおりすべて実施 (100%) | A:目標達成 (100%) | ・今後も予算要求時や実施前の事前協議を確実に進行。 | 多文化共生課 |
| | | | ②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進 | 79 | 民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づく民間施設(病院、社会福祉施設、商業施設等)の整備に係る協議・指導・助言の実施 | ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設(病院、社会福祉施設、商業施設等)の整備に係る協議・指導・助言の実施 | - | 有 | ・民間の公共的施設について、新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 *前年度の適合率以上を目指す。 | ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を行う。 | ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を行った。 ・申請10件中1件適合(適合率10.0%) | A:計画どおりすべて実施 (100%) | C:目標を達成できなかった | ・R5年度の適合率は16.6%だったことから、R6年度は前年度を上回ることができなかった。 ・適合に向け、指導・助言を継続していく。 | 多文化共生課 |
| | | | ③誰もが暮らしやすい居住環境の整備 | 80 | 在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。 | ・補助金の交付 | ・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。 | - | 有 | ・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は5件/月×12=60件/年(介護保険の住宅改修を含む件数)を目標とする。 | ・改修工事実施前、実施後の訪問件数:60件 | A:計画どおりすべて実施 (100%) | A:目標達成 (100%) | ・福祉住環境コーディネーターの資格を有する住宅改修適正化推進員が、必要に応じて現地を訪問し、高齢者の身体状況に応じた自立支援、転倒予防及び家族の介護負担軽減等につながる助言、指導を行っている。 | 高齢者支援課 |
| | | | 81 | 障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。 | ・補助金の交付 | ・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。 | - | 有 | ・補助金の交付 補助額:50万円(日常生活用具給付事業の住宅生活動作補助用具給付対象者は30万円)に下記区分による割合を乗じて得た額 *生活保護世帯 10/10 *所得税非課税世帯 3/4 *その他の世帯 1/2 | ・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助した。(4件) | A:計画どおりすべて実施 (100%) | A:目標達成 (100%) | ・障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送るために必要な住宅改修費用を補助した。 | 福祉課 | |
| | | | 82 | 空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことのできる生活環境を確保します。 | ・所有者等による空き家等の適切な管理の促進 | ・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。 | - | 有 | ・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 *助言・指導通知 3回 *適正管理依頼 1回+随時 | ・広報上越令和6年8月号に「空き家について」を掲載して啓発を行った。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行った。 *助言・指導通知 3回 *適正管理依頼 1回+随時 | A:計画どおりすべて実施 (100%) | A:目標達成 (100%) | ・計画どおり実施している。 | 建築住宅課 | |
| 83 | 雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助する。 | ・補助金の交付 | ・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助する。 ・県空き家活用支援事業補助金を活用し、県外転入者及び子育て世帯を対象としたインセンティブとして補助金加算額を設ける(最大325千円) *補助率:1/2 補助限度額:650千円 *加算額:最大325千円(補助額の1/2) | - | 有 | ・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助する。 ・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。 | ・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用を補助した。 *申請件数 8件 2,290千円(うち補助金交付済 8件 2,290千円) ・地域指定を受けている地域に対し回覧板にて制度及び補助金受付延長の周知を行った。(R6.7回覧) ・雁木を有する地域指定を受けていない地域の町内会長宛にて、地域指定に向けて制度の周知を行った。 | A:計画どおりすべて実施 (100%) | A:目標達成 (100%) | ・雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要費用の補助、補助金制度の周知を行い、雁木の保存と活用を推進することができた。 | 文化振興課 | | | | |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和6年度実施計画進捗状況【R7.3月末見込】

資料No.1-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | | 令和6年度 | | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------------------------|-------------------------------------|-----------------|-------|--|---|--------------------------------------|---|---|--|--|--|--|---|-------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組の有無 | 予算計上の有無 | 目標 | 具体的な取組 | | 事業の実施状況 | 事業の目標達成状況(事業の成果や効果目標達成率) | 評価(目標達成の理由、未達成の要因等、実施状況や目標達成状況から事業の評価を記載) | 担当課 |
| | | | | | | | | | | 計画(具体的な取組内容) | 実績 | | | | |
| 8 誰もが移動しやすいまちづくり | 誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します | ①誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。 | ①地域公共交通の利便性の向上 | 84 | 地域の实情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。 | ・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編 ・浦川原区及び大島区において予約型コミュニティバスを導入(令和6年4月実証運行、令和6年10月本運行(予定))するほか、板倉区において予約型コミュニティバスの導入準備を行う(令和7年4月実証運行(予定))。 【浦川原区・大島区】予約型コミュニティバス実証運行業務委託料ほか 8,671千円 【板倉区】庁用自動車購入費ほか 10,421千円 | - | 有 | ・後期再編計画に基づくバス路線等の再編と利用促進策の実施 ・毎年の利用状況を踏まえたバス路線の評価・検証と、評価結果に関する地域住民等との情報共有及び更なる再編検討の実施 | ・上越市地域公共交通活性化協議会における協議を経て、令和6年3月に策定した後期再編計画に基づき、バス路線の再編を実施(浦川原区及び大島区において予約型コミュニティバスを導入(令和6年4月～9月に実証運行、10月から本運行に移行)、浦川原区予約型コミュニティバス導入に伴う大平線の経路短縮ほか) ・地区公共交通懇話会を開催し、バス路線の評価結果や再編内容、利用促進の取組について地域住民と情報共有、意見交換を実施 ・予約型コミュニティバスの導入地区拡大に向けた検討を実施(板倉区において令和7年4月～9月に実証運行を予定) ・後期再編計画に基づく路線再編等の取組を着実に推進するため、令和7年3月に地域公共交通利便増進実施計画を策定(予定) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・後期再編計画に基づき本年度計画した路線再編を進めたほか、次年度以降の再編に向けた協議・検討を実施した。 ・浦川原区及び大島区の予約型コミュニティバス実証運行において、利用者数が増加または増加傾向にあり、地域の需要に合った移動手段であると考えられるため、10月から本運行に移行する。 | 交通政策課 | |
| | | | | 85 | 運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。 | ・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 76,736千円 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 10,855千円 バス運行対策費補助金 456,738千円 住民主導型コミュニティ交通事業負担金 10,610千円 | - | 有 | ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する負担金の交付 | ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 *えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 76,004千円 *北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 10,673千円 *バス運行対策費補助金 446,423千円 *住民主導型コミュニティ交通事業負担金 7,614千円 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・予定どおり補助金交付決定・協定書締結し、対象事業が実施されている。 | 交通政策課 | |
| | | | | 86 | 分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。 | ・分かりやすい路線系や時刻表、啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの利用環境を向上させる。 | - | 有 | ・時刻表や啓発資料について、法定協議会や利用者の意見を踏まえて見直し、継続的な利用促進を図る。 ・バスの位置情報が把握できるバスロケーションシステムを運用する。 バス運行対策費補助金 3,680千円 | ・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成・配布 ・バス事業者に対し、バスロケーションシステム運用に係る経費を支援 | ・上越市内公共交通「マイ時刻表」の配布 ・高齢者を対象とした公共交通啓発資料の配布 ・バス運行対策費補助金によるバスロケーションシステムの運用の支援 3,606千円 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・目標のどおり実施している。 | 交通政策課 |
| | | | | 87 | 運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。 | ・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進 | - | 無 | ・福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害者等の交通弱者の移動手段を確保する。 | ・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報発信を行う。 | ・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に補助制度等の情報発信を行った。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・新たな導入はなかったが、関係団体等へ補助制度の周知を図ることができた。 | 福祉課 |
| | | ②誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。 | ①安全・安心な歩道・道路の整備 | 88 | 誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。 | ・歩道・道路整備の推進 | ・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。 | - | 有 | 【歩道築造】 L=0.3km(2路線) 【道路築造】 L=0.5km(12路線) | 【歩道築造】 L=0.3km(2路線) 【道路築造】 L=0.5km(12路線) | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・道路整備計画に基づき、計画的に歩道及び道路整備を実施した。 | 道路課 |
| | | | | 89 | 歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路に防犯灯を整備します。 | ・防犯灯整備 | ・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。 | ・市が管理する防犯灯の適正な維持管理 | ・不点灯となっている防犯灯の修繕を随時行い、市が管理する防犯灯の適正な維持管理を実施した。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・設置基準に基づき必要な箇所の防犯灯を維持管理し、安全を確保することができた。 | 市民安全課 | | |
| | | | | 90 | 交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。 | ・カーブミラーの整備 | ・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。 | ・必要な箇所へのカーブミラーの設置 ・市が管理するカーブミラーの適正管理 | ・「カーブミラーの要否判定の指針」に基づき、必要な箇所にカーブミラーを設置した。(新設7基) ・市が管理するカーブミラーに不具合があった際は速やかに修繕するなど適正に維持管理している。 | A:計画どおりすべて実施(100%) | A:目標達成(100%) | ・「カーブミラー要否判定の指針」に基づき必要な箇所にカーブミラーを設置・維持管理し、安全を確保することができた。 | 市民安全課 | | |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画に係る令和7年度実施計画

1 事業の状況

令和7年度実施計画については、令和6年度の事業評価を踏まえ、必要な見直しを行った結果、91事業を実施することとする。

| 基本方針 | 令和7年度 事業数 | 令和6年度 事業数 |
|--------------------|--------------|--------------|
| 1 誰もが理解し合えるまちづくり | 13 | 12 |
| 2 誰もが学べるまちづくり | 6 | 6 |
| 3 誰もが働けるまちづくり | 7 | 7 |
| 4 誰もが健康に暮らせるまちづくり | 33 | 33 |
| 5 誰もが支え合うまちづくり | 6 | 6 |
| 6 誰もが安心して暮らせるまちづくり | 13 | 13 |
| 7 誰もが快適に暮らせるまちづくり | 6 | 6 |
| 8 誰もが移動しやすいまちづくり | 7 | 7 |
| 合 計 | 91 | 90 |

2 令和6年度からの主な変更点

取組の方向性として、「拡充」する事業が1事業あるほかは、これまで市の事業として実施していた事業について、人にやさしいまちづくり推進計画に関連する事業であることから、新たに1事業を加えて実施する。

| 資料2-2 対応頁 | 事業No.、事業概要 | 主な見直し・拡充内容 | 担当課 |
|--------------|--|---|-------|
| 2 | No.7 <<事業の追加>> 生活に困窮している人が抱える問題に対し、支援を行うための相談体制を整備する。 | 第1回会議における意見を踏まえ、追加するもの。 | 生活援護課 |
| 13 | No.57 <<拡充>> 保育ニーズに応じて児童の保育を実施する。 | ひとり親家庭の増加や多様な働き方に対応するため、公立保育園の一時預かり事業を拡大し、利用者の利便性の向上を図る。 ⇒第1回会議で説明 | 幼児保育課 |

※その他、目標値及び計画（具体的な取組内容）については、令和6年度の実績や評価を踏まえて変更している。

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | | 担当課 | | |
|----------------|----------------|---|-------------------|--|--|-------------------------------------|---------|---|--|--|--------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | 目標 | | 計画（具体的な取組内容） | |
| 1 | 誰もが理解し合えるまちづくり | (1)人にやさしいまちづくりの考え方を理解し認め合うための広報や教育・学習を推進します。また、日常生活の中で起きた困りごとについての相談窓口や支援体制を整えます。 | ①人にやさしいまちづくりの普及啓発 | 1 | 人にやさしいまちづくり、ユニバーサルデザインの考え方を広く普及するために、啓発活動を行うほか、学校や地域での学習推進を図ります。 | ・市職員研修 ・教員研修 ・普及啓発パンフレット、冊子配布 | - | 有 | ・研修受講者が、人にやさしいまちづくりやユニバーサルデザインの考え方を理解し、業務に取り入れたり、授業等の中で子どもたちに伝えたりするなど、それぞれの立場において活用できる状態とする。 ・普及啓発パンフレットや冊子、市ホームページを活用し、人にやさしいまちづくり及びユニバーサルデザインの考え方を普及啓発する。 | ・教職員研修（採用2年目悉皆）の実施（1回） ・市職員研修（採用3年目）の実施（1回） ・小中学校等におけるユニバーサルデザインに関する出前講座を実施する。 ・市民や企業に対して、普及啓発パンフレットや冊子、市ホームページを活用し、人にやさしいまちづくり及びユニバーサルデザインの考え方を普及啓発する。 | 多文化共生課 |
| | | | ②相談・支援体制の充実 | 2 | 様々な権利侵害からの保護や救済と同時に、障害のある人が権利を行使できるよう保障するための環境を作ります。 | ・障害のある人の権利擁護の取組を推進 | - | 有 | ・障害者差別解消支援法の趣旨等を市民、事業者、支援者等に周知することで、障害を理由とした差別の解消や障害のある人への合理的配慮の提供が推進されるよう、環境整備を図る。 ・差別事案等の相談・情報提供がしやすい体制を整理することで、事案発生の実態把握を進める。 | ・上越市障害者差別解消支援地域協議会を開催する。 ・障害者差別解消に資する周知啓発を行う。 ・障害を理由とする差別事案の情報収集を行う。 | 福祉課 |
| | | | 3 | 障害児、障害者及びその家族などが生活全般について相談しやすい環境を整備します。 | ・福祉課すこやかに暮らし支援室及び地域包括支援センターを中心とした相談支援事業の実施 | - | 有 | ・障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、適切な相談支援を実施する。 | ・福祉課すこやかに暮らし支援室及び地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて相談支援を行う。 ・地域生活支援拠点や地域包括支援センターなど関係機関と連携し、障害のある人が必要とする支援につなげる。 | 福祉課 | |
| | | | 4 | 家族や生活に関して女性が抱えるあらゆる諸問題に対し、助言・支援などを行うための相談体制を整備します。 | ・女性相談の実施 | - | 有 | ・関係機関や庁内関係課と連携し、適切な支援・助言等を行うことで様々な状況の相談者が安心して生活を送れる状態にする。 ・配偶者等からの暴力被害にあっている相談者に対しては、関係機関等と連携し、安全確保が図られる状態にする。 | ・女性相談員を配置し、様々な悩みや困難な問題を抱えた相談者に対応し、関係機関と連携して、必要な支援を講じる。 *相談員 3人（うち一人は、統括的な業務を担う統括女性相談員） *相談時間 月～土曜日 9:00～17:00（毎週火曜日は電話相談を19:00まで延長） *日曜・祝日・年末年始・毎月第3水曜日は休み。その他出張相談あり（事前予約制） | 多文化共生課（男女共同参画推進センター） | |
| | | | 5 | 高齢者の権利擁護などに関する相談体制を整備します。 | ・高齢者相談の実施 | - | 有 | ・地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護などに関する相談に対応する。 ・地域包括支援センター職員の対応力の向上を図る研修会を開催し、相談に適切に対応できるようにする。 | ・地域包括支援センター職員を対象に、介護予防や権利擁護などに関する研修会を開催する。 | 高齢者支援課 | |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 担当課 | |
|----------------|------|-------|-----|--|---|----------------------|---------------------------------|---|--------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取 向組 性の 有無 | 予 算 計 上 の 有 無 | | 目標 |
| | | | 6 | 外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、相談業務を充実します。 | ・外国人相談の実施 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送ることができるようにする。 上越国際交流協会に委託し、外国人相談窓口を開設する。 *開設：月～金曜日 10:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 *休み：日曜日・祝日・年末年始、毎月第3水曜日 *言語：木曜日は英語、その他は中国語の相談員が対応するが、その他言語も対応可能 | 多文化共生課 |
| | | | 7 | 生活に困窮している人が抱える問題に対し、支援を行うための相談体制を整備します。 | ・生活困窮者相談の実施 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて、生活に困窮する人からの相談に対し、適切な支援・助言等を行うとともに、関係機関や庁内関係課と連携し、困窮からの脱却、早期の自立を支援する。 地域包括支援センターにおいて、生活に困窮する人に対し相談支援等を行う。 相談内容に応じ、生活保護や家計改善等必要な支援につなげる。 | 生活援護課 |
| | | | 8 | 子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・早期救済を図るとともに、連絡・相談体制の充実を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもの虐待、いじめ、差別、その他子どもの権利の侵害の予防・対応（訪問や相談、研修会や会議等の開催、育児等のアドバイス、情報交換や交流） 要保護児童対策地域協議会の運営 いじめ問題対策連絡協議会等の運営 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応を行うとともに、継続的な見守り支援を通して、保護者に寄り添い、子どもの虐待を未然に防ぐ。 子どもの権利について、子ども自身と市民が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。 いじめ問題対策連絡協議会等の開催により、関係団体との情報交換や連携を図る。 学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（上越あんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら学校を支援し、早期解決する。 上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を年1回開催するとともに、実務者会議を地域単位で定期的に開催する。また、個別ケースについて、必要に応じて検討会議を開催するとともに、関係機関等と連携し、支援する。 児童虐待防止推進月間において、広報上越やFMじょうえつ等で虐待に関する相談窓口の周知を行う。 市民向けの「子どもの虐待予防出前講座」や保育士や教職員向けの「虐待対応研修」を開催する。 子どもの権利学習教材「えがお」を使用した子どもの権利学習を市立全小中学校の授業に取り入れて実施する。 いじめ問題対策連絡協議会等を開催する。 学校だけでは解決が困難なケースについて、JAST（上越あんしんサポートチーム）が関係機関と連携を図りながら、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー、担当指導主事を派遣するなどして学校を支援し、問題の早期解決に努める。 | こども家庭センター 学校教育課 |
| | | | 9 | 悩み事や不安の解消に向け、適切な対応窓口や相談先の紹介、法律相談の案内等を行います。 | ・市民相談の実施 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> 市民の多様な相談に迅速な対応ができるよう情報収集し、庁内関係課との連携体制を維持する。 木田庁舎に来庁することが困難な市民に対し、各区総合事務所からのオンライン相談を実施する。 弁護士、司法書士による無料法律相談の実施する。 市民相談員：1人 相談時間：月～金曜日 8:30～17:15 弁護士相談：第1週～第4週の金曜日 午後 司法書士相談：毎週火曜日 午後 | 総務課 （市民相談センター） |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 担当課 | | |
|----------------|------|-------|-----|---|--|----------------|---------------------------------|--|---|-------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取 向組 性の | 予 算 計 上 の 有 無 | | 目標 | 計画 （具体的な取組内容） |
| | | | 10 | 消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて相談を受け付けます。 | ・消費生活相談の実施 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・的確で迅速な相談窓口対応に努め、安心な消費生活の確保を図る。 ・出前講座や啓発、情報発信等を通じて、消費者被害の防止に努める。 ・木田庁舎に来庁することが困難な市民に対し、各区総合事務所からのオンライン相談を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員：3人 ・相談時間：月～金曜日 8:30～17:15 ・多重債務相談：市民相談センターの弁護士、司法書士相談の中で実施 | 総務課 （消費生活センター） |
| | | | 11 | 外国人の社会参加を推進するため、日本語教室を開催します。 | ・日本語教室の開催 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民が日本語を効果的に習得できるよう学習環境を確保するとともに、日本人市民との交流の場を提供する。 *目標値：生活日本語教室開設：96回 | <ul style="list-style-type: none"> ・上越国際交流協会に委託し、外国人市民を対象とした生活日本語教室を開催するとともに、上越国際交流協会が実施する交流事業の情報提供を行う。 ・外国人市民の集住地区に出向き、講座を開催することで、受講しやすい環境を整えるとともに、地域との交流促進につなげる。 *会場：市民プラザ、直江津学びの交流館 頸城地区公民館南川分館 | 多文化共生課 |
| | | | 12 | ユニバーサルデザインに配慮した広報紙づくりに取り組みます。 | ・読みやすさに配慮したUDフォントを使用したページ作成 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・年代を問わず多くの市民に読まれ、より内容が伝わりやすい広報紙を作成する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・毎号の広報上越について、UDフォントの使用や配色、レイアウトなどの紙面デザインの工夫により、読みやすさ、伝わりやすさに配慮した紙面づくりに取り組む。 | 広報対話課 |
| | | | 13 | 広報媒体に外国語翻訳を付加し、外国人の市政に対する理解を深めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページの翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語） ・市勢要覧の翻訳資料発行（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）） | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報媒体に外国語翻訳を付加することにより、外国人による市政への理解を深める。 ・広報上越等の市政情報を多言語で配信し、外国人市民が必要な情報を見ることが出来る環境を整える。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに翻訳機能（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語）を引き続き配置する。 ・市ホームページを通じた情報入手の利便性向上のため、より一層分かりやすい表記や画面構成に取り組む。 ・多言語対応情報発信ツールを活用し、広報上越等の市政情報を多言語で配信する。 | 広報対話課 多文化共生課 |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | | 令和7年度（案） | | | | | 担当課 | | |
|----------------|---|---|---------------------|----------|---|--|---------|----|---|---|-------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | No. | 事業内容 | 事業計画 | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | 目標 | | 計画（具体的な取組内容） | |
| 2 | 誰もが個々の力を発揮できるように学べるまち、生涯を通じて学べるまちを目指します | (1)児童・生徒のニーズに応じた支援を推進するとともに、市民の生涯を通じた多様な学習・スポーツ機会の拡充を推進します。 | ①自立・共生を目指す学校教育環境の充実 | 14 | 特別なニーズのある児童生徒にきめ細かい教育を実施するとともに、就学の場や内容について支援、助言を行います。 | ・就学アドバイザーによる年中児訪問（全園） ・巡回相談員による学校訪問 ・教育補助員などの配置による特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援 | - | 有 | ・就学アドバイザーによる園訪問により、全ての園で就学相談が必要な幼児を適切に把握し、就学相談が円滑に進むようにする。 ・巡回相談員による学校訪問により、特別な支援が必要な児童生徒の支援方策について共通理解し、受入体制を整え、自校で対応できる学校を増やす。 ・教育補助員の配置などによって、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を充実し、安心して学校生活を送れることができるよう取り組む。 ・適切な就学相談の実施や特別支援教育の充実を図る。 | ・就学アドバイザーによる園訪問（全園）を実施し、支援が必要な幼児が就学相談に繋がるように園に助言する。 ・巡回相談員による学校訪問を実施し、児童生徒の相談を行う中で、校内の特別支援教育体制の構築を働きかける。 ・教育補助員などを配置し、特別な支援が必要な児童生徒の学習や学校生活の支援を行う。 ・切れ目のない支援が継続できるよう、保護者に相談支援ファイルである「わたしのきろくファイル」を確実に配付する。 | 学校教育課 |
| | | | | 15 | 家庭の経済的負担を軽減するため、児童生徒の就学にかかる費用を補助します。 | ・児童生徒の学用品の購入費、給食費等の援助 | - | 有 | ・経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費の一部又は全部を援助することにより、経済的負担を軽減する。 | ・援助を必要としている保護者へ確実に援助できるよう、制度の周知を徹底する。 *周知方法：全児童生徒の保護者に年3回制度案内を行う。広報上越、市ホームページへの制度案内の掲載を行う。 | 学校教育課 |
| | | | | 16 | 高校、大学進学者の家庭の経済的負担を軽減するため、奨学金の貸付を行います。 | ・奨学金の貸付 | - | 有 | ・経済的理由等により修学が困難な学生に対して奨学金を貸付することにより、そうした学生の修学が実現するよう取り組む。 | ・経済的理由により修学が困難な学生に対して奨学金制度の周知を徹底するとともに、奨学生の募集を行う。 *周知及び募集回数：2回（予約募集、在学募集） *募集方法：広報上越や市ホームページを活用するとともに、市内の中学校、高等学校、採用実績の多い大学等へ案内を送付する。 | 学校教育課 |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 担当課 | | |
|----------------|------|---------------------|-----|--|--|----------|---------|---|--|------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | | 目標 | 計画（具体的な取組内容） |
| | | ②市民の多様な学習・スポーツ機会の充実 | 17 | 自主的な学習活動の高まりや、まちづくり活動を支援するため、公民館において各種講座を開催します。 | ・5つの事業の柱である「学びのきっかけづくり」「未来をひらく人づくり」「人をはぐくむ家庭環境づくり」「地域や社会の課題を踏まえた地域づくり」「行動する人への支援」を踏まえた公民館事業の実施 | - | 有 | ・全ての地区公民館で、各種講座を開催することにより、生涯にわたって学び続けることができるよう多様な学習活動の推進を図る。 | ・全ての地区公民館で、学びのきっかけづくり、未来をひらく人づくりに向けた事業を実施する。 | 社会教育課 |
| | | | 18 | 視覚に障害のある人など、活字による読書が困難な市民に対し読書環境の整備を図ります。 | ・録音図書（カセット、CD、デージー図書）や点字図書の貸出 ・デージー図書の作製 ・対面朗読サービス | - | 有 | ・活字による読書が困難な方のために、録音図書や点字図書などの専用資料を整備し提供することで、広く図書館サービスの利用促進を図る。 *目標：活字による読書が困難な人を対象とした録音図書の体験会を開催し、録音図書貸出サービスの周知を図る。 体験会の開催回数：年4回以上 | ・ボランティア団体と連携し、録音図書を年間50タイトル程度新規作製することで、蔵書の充実を図る。 ・体験会の開催回数を増やして録音図書貸出サービスを周知することで、利用促進を図る。 | 社会教育課 （高田図書館） |
| | | | 19 | 子どもから高齢者等、すべての人がライフステージに応じたスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ機会の充実を図るなど、スポーツ環境を整備します。 | ・市広報等への情報提供 ・総合型地域スポーツクラブ等への支援 ・各種講習会等へのスポーツ推進委員の派遣 ・障害者のスポーツ活動の場の確保及び活動支援 | - | 有 | ・スポーツ活動に参加できるよう、各種スポーツイベントを市広報等で情報提供を行う。 ・総合型地域スポーツクラブ等の活動が円滑に行われるよう支援を行う。 ・各種講習会等へスポーツ推進委員を派遣し、スポーツ機会の充実を図る。 ・上越市スポーツ協会や上越SCネット（総合型地域スポーツクラブネットワーク）を始めとした、様々な団体と連携を図り、幅広い年代層に障害者スポーツや生涯スポーツの理解醸成と普及促進を図る。 | ・市内で開催する各スポーツ教室や大会を市広報・ホームページを使用して情報提供する。 ・総合型地域スポーツクラブの活動を支援するための会議や研修会を開催する。 ・地域のスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員を派遣する。 ・上越市スポーツ協会や上越SCネット（総合型地域スポーツクラブネットワーク）、障害者団体（身体障害者連絡協議会）などが行うスポーツ活動を支援するほか、安全で快適にスポーツができる環境整備に取り組む。 | スポーツ推進課 福祉課 |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 目標 | 計画 （具体的な取組内容） | 担当課 | |
|------------------|-------------------------------------|---|----------|------|--|---|---------------------------------|----|---|---|-----------------------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取 向組 性の | 予 算 計 上 の 有 無 | | | | |
| 3 誰もが働けるまちづくり | 誰もが個々の能力を生かしながら、生きがいをもって働けるまちを目指します | (1)誰もが生きがいをもって自分らしく暮らせるよう、雇用機会の確保と職業能力の向上を図ります。 | ①雇用機会の創出 | 20 | 市内企業等への就労を支援し、雇用の安定につながる施策を推進します。 | ・関係機関等と連携し、市内企業の見学や就職ガイダンス等の開催 ・雇用情報交換会における施策の検討 ・インターンシップの促進 ・就労促進家賃補助金の交付 ・求人・求職トータルサポート事業の実施 | - | 有 | ・市内企業等への就労促進に向け、学生等への企業を知る機会の提供や求職者と企業をつなぐポータルサイトの運営のほか、就労初期の経済的負担の軽減を図る。 | ・高校生を対象とした市内企業見学会の実施 ・就職ガイダンス等の開催 ・インターンシップ受入促進事業助成金の交付 ・就労促進家賃補助金の交付 ・「上越妙高求人求職ポータル」の利用促進 | 産業政策課 |
| | | | | 21 | 障害のある人の雇用環境を向上させるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。 | ・関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者雇用啓発チラシの配布 ・障害者多数雇用事業者の優遇措置の実施 | - | 有 | ・障害のある人の雇用環境の向上を図るため、事業者への意識啓発や障害のある人を対象とした採用機会を設ける。 | ・関係機関と連携した障害者合同就職面接会の開催 ・障害者雇用啓発チラシの作成・配布 ・障害者多数雇用事業者への優遇措置の実施 | 産業政策課 |
| | | | | 22 | 就職を希望する障害のある人が一般就労できるよう就労や雇用の相談、職場開拓や職場定着の支援を行います。 | ・就業・生活支援センターにおける相談支援 ・ジョブサポーターを設置しての就労支援 | - | 有 | ・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や実習等の支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施する。 ・就労前の支援にあっては、在宅で生活している障害のある人から就労意欲を持ってもらうため、継続してきめ細かな連絡や訪問を行い、実習支援や就労につなげる。 | ・就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し次ことを実施する。 ①就労前支援（就労活動に係る意欲の増進等） ②訓練支援（障害福祉事業所における訓練実施に係る調整等） ③実習支援（企業等における実習実施に係る調整等） ④定着支援（対象者の就労定着に向けた支援等） ⑤職場開拓（就労先企業等の開拓） | 福祉課 |
| | | | | 23 | 仕事と家庭生活の調和や女性の活躍推進を実現できる職場環境の改善を進める施策を推進します。 | ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の実施 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の実施 ・周知チラシの配布による意識啓発 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーの開催 | - | 有 | ・個々の従業員の価値観や生き方を尊重した働き方を事業者に働きかけるため、情報提供や意識啓発を行うとともに、その導入に必要な経費が生じる場合の負担軽減を行う。 | ・ワーク・ライフ・バランス啓発チラシの作成・配布、市ホームページへの掲載 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業利子補給補助金の交付 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金の交付 ・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーの開催 | 産業政策課 多文化共生課 （男女共同参画推進センター） |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | | 担当課 | |
|----------------|------|-------------|-----|------------------------------|--|----------|---------|---|---|---------------------------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | 目標 | | 計画（具体的な取組内容） |
| | | ②職業能力や人材の育成 | 24 | ひとり親家庭の就労及び生活の安定を図る支援を行います。 | ・母子・父子自立支援員による就労支援や資格取得のための費用などを助成 ・ひとり親家庭の生活の安定を図るため、養育費の取決めにかかる費用などを助成 | - | 有 | ・安定した就労や生活の安定につながる支援を実施し、ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を図る。 | ・母子・父子自立支援員による就労支援の実施 ・資格取得のための費用などを助成（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付費） ・養育費の取決めにかかる費用などを助成（養育費取決め支援給付金） ・対象者への制度案内…手当や医療費の申請に係る相談時や現況届の通知時にチラシを配布 | こども家庭センター |
| | | | 25 | 障害者の就労機会の拡充を図るための施策を推進します。 | ・関係機関と連携した障害者合同就職面接会等の開催 ・障害者資格取得支援補助金の交付 | - | 有 | ・障害のある人が就労する機会を得られるようにするため、事業者による採用機会を設けるとともに、就職する上で役立つ資格取得を行いやすくする。 | ・関係機関と連携した障害者合同就職面接会の開催 ・障害者資格取得支援補助金の交付 | 産業政策課 |
| | | | 26 | あらゆる場面で女性の能力が発揮できるよう支援を行います。 | ・スキルアップを目的として認定職業訓練機関が開催する各種講習会の情報提供 ・女性向け人材育成講座の開催 ・女性の再就職の支援 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲示、登録女性団体等への提供 | - | 有 | ・男女共同参画推進センター講座等の開催や、センターで実施する各種啓発事業、関係団体が開催する各種研修会等の情報の掲出・提供を通じて、市民へ意識の浸透を図る。 ・女性が再就職しやすい環境を整えるため、再就職に向けた意識啓発や情報提供の場を設ける。 | ・女性の能力発揮支援に関する講座を開催する。 ・関係団体が開催する各種研修会等の情報の男女共同参画推進センターへの掲出、登録女性団体等への提供を行う。 ・関係機関と連携した女性のための再就職支援セミナーの開催 | 多文化共生課 （男女共同参画推進センター） 産業政策課 |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 担当課 | | | |
|----------------|---|---|--------------|------|---|---|----------|-----|--|--|-----------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | | 目標 | 計画（具体的な取組内容） | |
| 4 | 誰もが健康に暮らせるまちづくり | (1)誰もが健康な生活を送るための健診の推進や保健指導の充実を図ります。 | ①健診・保健指導等の推進 | 27 | 安心して妊娠・出産を迎える支援をするとともに、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、妊婦や乳幼児の健康診査や訪問指導などを行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査費公費負担 ・乳幼児健康診査 ・妊婦、産婦、新生児への訪問指導 ・低出生体重児等への訪問指導 ・産婦健康診査 ・産後ケア事業 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての妊婦が適切な時期に妊婦一般健康診査を受診するよう促す。 ・各乳幼児健康診査の受診率98.0%以上を維持する。 ・産婦及び新生児訪問を全数実施する。 ・産婦健診において、産後うつ病のスクリーニングを行い、支援が必要な産婦を把握する。 ・支援を要する産婦がセルフケアできるよう産後ケア事業につなげる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査費公費負担（14回を超えた場合は基本的な健診のみ助成）を継続する。 ・乳幼児健康診査の実施と未受診者への受診勧奨を行う。 ・妊産婦・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問及び低体重児等への訪問指導を実施する。 ・産婦健康診査の実施と支援を必要とする産婦への産後ケア事業を実施する。 ・低所得妊婦に対する初回産科受診料の公費負担及び新生児聴覚検査初回検査費用の公費負担を行う。 ・母子健康手帳アプリ「母子モ」の機能拡充、子育て支援AIチャットボットサービスの運用を行う。 | こども家庭センター |
| | | | | 28 | 乳幼児や小学生などの感染症予防のため、予防接種を行います。 | ・各種予防接種の実施 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児、小学生等を対象に予防接種を実施し、平均予防接種率90%以上を確保する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児・小学生の予防接種について、ホームページ掲載、個別通知、出生届出時や乳幼児健診時での説明、電子母子健康手帳アプリ「母子モ」のお知らせ機能により、引き続き接種勧奨に努める。 | こども家庭センター |
| | | | | 29 | 幼児期における歯質の向上を図るため、歯科健診や歯の衛生に関する相談、周知、啓発に取り組めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師の診察、相談 ・ブラッシング指導 ・歯の衛生に関する周知、啓発 ・フッ化物歯面塗布（フッ素塗布） | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムを基盤とした体づくりと、咀嚼や嚥下等の口腔機能を獲得するための食生活の実践を推進する。 ・むし歯、歯肉炎の発症予防 ・3歳児のむし歯有病率を現状(R5 3.7%)より減少させる。 ・5歳児のむし歯有病率を20%以下を維持する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・歯科健診、保健指導、ブラッシング等の健康教育を実施。 ・歯の衛生に関する周知、啓発を行う。 ・フッ化物歯面塗布（希望者）を実施。 ・歯と口の健康週間事業（お口の健康フェスタ）を実施し、歯の衛生に関する周知・啓発を行う。 | こども家庭センター 健康づくり推進課 |
| | | | | 30 | 乳幼児の基礎的な食習慣や生活リズムの確立のための学習機会を設けます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の確認 ・子どもの発育、発達についての講話、相談 ・バランス食の学習 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の生活習慣の確立のため、健康学習を実施する。（年100回以上） | <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食相談会、保育園における健康学習を実施する。 | こども家庭センター |
| | | | | 31 | 障害のある人と付き添いの家族を対象とした、安全・安心に受診できる環境を整えた健康診査を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・予約制の健康診査を実施 ・送迎、介助、車いすによる対応 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人を対象とした健（検）診を実施する。 ・送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健康審査等について広く周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の人に対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査を年2回実施する。 ・健康診査受診にあたり、送迎、介助、車いすによる対応を行う。 ・健康診査カレンダー、ホームページで障害のある人の健診について周知を図る。 ・ホームページでは読み上げ機能により、視覚障害の人に対応する。 | 健康づくり推進課 |
| 32 | 後期高齢者の健康増進や重症化予防等のために健康診査や各種がん検診を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等の各種健診は、70歳以上は無料。 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度に健（検）診を受けた人へ日時・会場を指定した個別通知や過去に健（検）診を受けた人に対する受診勧奨の通知、町内会や老人会の健康講座などを通じて健康診査や各種がん検診の受診を促していく。 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査カレンダーで健診の周知 ・令和6年度に健（検）診を受けた人への日時・会場指定による個別通知の発送、過去3年間に健（検）診を受診した人に受診勧奨通知により受診を促す。 ・健康診査、各種がん検診の実施 | 健康づくり推進課 | | | | |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | | 担当課 | | | |
|----------------|------|--------------------------------------|------------|------|--|---|--|----|--|---|--|--------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | 目標 | | 計画（具体的な取組内容） | | |
| | | (2)誰もが安心して適切な医療が受けられるよう医療体制の充実を図ります。 | ①地域医療体制の充実 | 33 | 平日夜間や休日などにおける急患患者に対して、応急的な診療を行います。 | ・年間を通じた休日・夜間診療所の開設 | - | 有 | ・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、軽症患者に対する初期救急医療を提供する。 （診療所開設日数：365日） | ・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、時間外診療を提供する。 | 地域医療推進課 | |
| | | | | 34 | 中山間地やへき地における地域住民の健康を保持し、安心して生活することができるよう、診療所を開設・運営します。 | ・各診療所の開設 常設診療所 7施設 出張診療所 1施設 | - | 有 | ・各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 （診療所開設数：8施設） | ・医師を確保し、診療所を開設することにより、各地域における医療不安の軽減及び地域住民が安心して健康で暮らせるよう支援する。 | 地域医療推進課 | |
| | | | | 35 | 市街地の医療機関への通院支援を行うことにより、医療不安の軽減を図ります。 | ・中ノ俣地区における通院支援車の定期運行 ・吉川区川谷地区における地域バスの定期運行 | - | 有 | ・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を継続して運行する。 （運行日数：中ノ俣・週2回、吉川区川谷・毎週月～金） | ・無医地区及び準無医地区における医療不安を軽減するため、通院支援のための車両を運行する。 | 地域医療推進課 | |
| | | (3)誰もがすこやかに安心して暮らせるよう各種支援を推進します。 | ①高齢者福祉の推進 | | 36 | 要援護高齢者などへ積極的に訪問し、生活情報を収集するとともに、地域包括支援センターの運営内容について情報を発信します。 | ・訪問による実態把握と情報発信 ・地域包括支援センター職員の研修会開催 | - | 有 | ・高齢者等を訪問し、地域包括支援センターについて情報発信するとともに、地域の課題やニーズを把握し、必要に応じて支援につなげる。 ・地域包括支援センター職員の研修会を開催し、職員の対応力の向上を図る。 | ・高齢者等を訪問し、実態把握や情報発信、情報収集を行う。 ・地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催する。 | 高齢者支援課 |
| | | | | | 37 | 介護保険事業計画に基づく介護保険サービスの拡充を図り、必要な保険給付を行います。 | ・介護保険サービスの拡充 ・必要な介護保険給付 | - | 有 | ・必要な介護保険サービスの給付 ・介護保険サービスの利用実績を分析し、第8期介護保険事業計画の検証を行う。 | ・第9期介護保険事業計画に基づき、必要な介護保険サービスの給付を行う。 | 高齢者支援課 |
| | | | | | 38 | すこやかサロンを始めとした地域支え合い事業を実施し、高齢者の閉じこもりを予防するとともに介護予防を推進します。 | ・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防 ・社会交流による閉じこもりの予防 ・身体機能評価の実施 | - | 有 | ・28の地域自治区において、地域支え合い事業を実施し、生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防の取組を実施する。 ・住民組織化が図られていない地域自治区において、住民組織化に向けた関係者との協議を継続して実施する。 | ・生活習慣病予防や運動・口腔ケア等による介護予防に向けた介護予防教室の実施 1,344回 ・社会交流による閉じこもりの予防に向けたサロン等の実施 2,471回 ・身体機能評価の実施 年1回 ・住民組織化が図られていない地域自治区での住民組織化に向けた協議の実施（3地域自治区） | 高齢者支援課 |
| | | | | | 39 | 一人暮らし高齢者などの安定した食の確保と定期的な安否確認のために配食サービスを実施し、高齢者が自立した生活を送ることができるように支援します。 | ・高齢者に配食サービスの提供 | - | 有 | ・ケアマネジャー等のアセスメントに基づき、必要な人に適切にサービスを提供する。 | ・引き続き、事業の周知を図り、必要な人に適切にサービスを提供する。 | 高齢者支援課 |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 担当課 | | |
|----------------|------|-------|-----|--|--|----------|---------|---|---|--------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | | 目標 | 計画（具体的な取組内容） |
| | | | 40 | 高齢者にシニアパスポートを交付し、外出のきっかけにもらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。 | ・公共施設で高齢者の施設使用料（利用料金）の減免を実施する。 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の使用料を半額程度に減免することによって、家に閉じこもりがちな高齢者の外出のきっかけを作り、生きがいのある充実した生活を送る手助けをする。 ・協賛事業所の利用者を増加させるために、周知を引き続き行う。 ・協賛事業所の店舗数拡大に向けて、ホームページや広報上越で周知をし随時募集を行う。 | ・ホームページ、広報上越で周知を行い、各種イベント等で対象施設の一覧を配布する。 | 高齢者支援課 |
| | | | 41 | スポーツ大会や作品展など、各種事業を開催し、高齢者の生きがいづくり・健康づくりと出番の創出を図ります。 | ・スポーツ大会や作品展等の開催 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種大会やシニア作品展を開催し、高齢者の生きがいづくりにつなげる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種大会を老人クラブ連合会などの関係機関と連携しながら開催し、より多くの交流を図る。 ・シニア作品展において、高齢者の趣味活動の成果を多くの人に見てもらうことで、創作意欲の向上や創作活動の活性化につなげる。 | 高齢者支援課 |
| | | | 42 | 活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施します。 | ・シルバー人材センターへの補助金の交付 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対し、就業を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進する。 | ・活力ある地域づくりの推進役を担う高齢者の活動と活躍の場づくりのため、シルバー人材センターへの支援を実施する。 | 高齢者支援課 |
| | | | 43 | 会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの推進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付し、活動を支援します。 | ・老人クラブへの補助金の交付 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。また、各連合会を統括する上越市老人クラブ連合会連絡協議会の活動を支援し、連合会同士の連携を推進する。 | ・老人クラブへの補助金を交付し、活動を支援する。 | 高齢者支援課 |
| | | | 44 | 高齢者の生きがいの充実を図るため、創作活動の発表の場を提供します。 | ・市民いこいの家における展示コーナーの設置 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・展示コーナーを設置することにより、高齢者の創作活動の発表の場を提供し、高齢者の生きがいの充実を図る。 | ・毎月の広報上越で作品展示及び作品展示の募集について周知を行う。 | 高齢者支援課 |
| | | | 45 | 行政情報をラジオによりの確にわかりやすく発信します。 | ・FM放送による、交通事故やクマ出没、特殊詐欺への注意喚起などのタイムリーな情報提供 | - | 有 | <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティFM放送を通じて、市からのお知らせや交通事故防止に係る注意喚起等を市民へタイムリーに分かりやすく伝える。 | ・行政情報番組「広報Jステーション」において市からのお知らせ、市民の安全・安心につながる情報、交通事故防止に係る注意喚起や各区の市民による自身の活動紹介等を発信する。 | 広報対話課 |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 担当課 | | |
|----------------|------|-----------|-----|--|--|----------|---------|--|--|----------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | | 目標 | 計画（具体的な取組内容） |
| | | ②障害者福祉の推進 | 46 | 障害のある人の生活を地域全体で支えるため、上越市自立支援協議会を開催し、関係者の連携強化を図り、住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを進めます。 | ・地域の障害者福祉に関する全体協議会、専門部会等の各種会議の開催 | - | 有 | ・上越市障害者自立支援協議会の開催を通じて、障害福祉に関する地域課題の解決に向けた協議を行うとともに、効果的な支援策を検討する。 | ・上越市自立支援協議会全体会、運営会議、専門部会、当事者部会を開催し、令和6年度に行った「現状の把握」や「課題の抽出」を踏まえるとともに、令和8年度に検討を行う次期障害関係計画を見据え、「施策の実行」や「検証」を行う。 | 福祉課 |
| | | | 47 | 障害福祉サービスの拡充を図り、障害のある人が自立した地域生活を送ることができるよう支援します。 | ・障害福祉サービスの給付を行い、障害のある人の生活支援を行う。 | - | 有 | ・障害福祉サービスの給付により、障害のある人の自立生活を支え、経済的負担の軽減を図る。 ・障害福祉の相談支援専門員及び福祉事業所と連携し、障害福祉サービスを必要とする人への適切な支援を実施する。 | ・福祉課窓口での相談や、関係機関（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関等）と連携し、障害のある人の生活支援を行う。 | 福祉課 |
| | | | 48 | 心身に障害のある人の経済的負担を軽減するため、医療費の支給や助成を行います。 | ・重度心身障害者に対する医療費の助成及び自立支援医療費の支給 ・各種手当の支給 ・心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費の助成 | - | 有 | ・医療費の助成や手当を給付することにより、障害のある人の経済的負担を軽減する。 | 医療費の助成や手当を給付する。 ・重度心身障害者医療費助成 ・自立支援医療費（更生医療） ・自立支援医療費（育成医療） ・精神障害者入院医療費助成 ・特別障害者手当の支給 手当額…月額28,840円 ・障害児福祉手当の支給 手当額…月額15,690円 ・心身障害者扶養共済制度掛金助成 助成額…1口目掛金の1/3 | 福祉課 |
| | | | 49 | 心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施します。 | ・特別な配慮が必要と認められる児童の保育 | - | 有 | ・保育園等において、特別な配慮が必要な子どもに対して、保育を提供する。 | ・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れる。 | 幼児保育課 |
| | | | 50 | 子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの通所による個別支援等を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。 | ・子どもの発育、発達に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す通所による個別支援等を実施 ・地域での子どもの育ちを支援するため、保育園等への後方支援を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる一時保育を実施 | - | 有 | ・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、発達に係る個別支援等を実施し、子どもの健やかな育ちを支援する。 ・配慮が必要な子どもの育ちを支援するため、保育園等との連携を強化する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。 | ・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、発達に係る個別支援等を実施する。 ・センターを利用する児童が在籍する保育園等への訪問について、回数を見直し実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。 | 幼児保育課 子ども発達支援センター |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 担当課 | | | |
|----------------|------|-------|-----|--|--|----------------|---------------------------------|--|---|------------------|-----|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取 向組 性の | 予 算 計 上 の 有 無 | | 目標 | 計画 （具体的な取組内容） | |
| | | | 51 | 障害のある人の日常生活における便宜を図るため、日常生活用具の給付などを行います。 | ・日常生活用具の給付 ・補装具の購入費や修理費の支給 | - | 有 | ・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給し、生活環境を改善する。 | ・障害のある人が必要とする日常生活用具の給付や補装具の購入・修理費用を支給する。 | 福祉課 | |
| | | | 52 | 障害者手帳をお持ちの方などの公共施設の利用料を減免し、外出のきっかけにしてみらうほか、家族や仲間との交流を深めながら健康を維持し、生きがいのある充実した生活ができるよう支援します。 | ・障害者手帳等所持者や介助者等の公共施設の利用料等の軽減を実施 | - | 無 | ・市ホームページで該当施設を案内するほか、割引対象施設に割引がある旨の掲示を行うなどの方法により、周知や徹底を図る。 | ・障害者手帳等所持者及び介助者の公共施設の利用料等を50%減免する。 | 福祉課 | |
| | | | 53 | 障害のある人の社会参加を促進するため、タクシー利用料金等の助成や福祉バスの運行などにより外出時の移動を支援します。 | ・タクシー利用料金等の助成 ・リフト付福祉バス・乗用車の運行 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営を確保 ・自動車の改造費用、免許取得費用の助成 | - | 有 | ・手帳交付時に制度の説明を行うほか、広報上越や市ホームページへの掲載など、周知徹底を図る。 | 【福祉有償運送】 ・福祉有償運送実施団体の円滑な運営の支援のため、運営協議会を実施する。 【タクシー利用料金等助成】 ・タクシー利用券の交付…1人あたり 24,000円 ・燃料券の交付…1人あたり19,000円 ・燃料費助成…1人あたり19,000円 ・タクシー券と路線バス利用券の交付…1人あたりタクシー券12,000円、路線バス利用券12,000円 ※10月1日以降の申請者に係る助成額は1/2とする 【運転免許取得費の助成】 助成額：免許取得費用の2/3（10万円限度） 【自動車改造費の助成（本人運転）】 助成額：10万円限度 【介護者用自動車改造費の助成】 助成額：改造費用（60万円を超える場合は60万円）に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 2/3 その他の世帯 1/2 【福祉バス運行業務】（車両2台） ふれあい号（大型バス） フレンド号（小型バス） | | 福祉課 |
| | | | 54 | 手話通訳者の派遣や手話奉仕員の養成を通じて、聴覚に障害のある人の社会参加を促進します。 | ・手話通訳者の派遣及び手話奉仕員の養成 | - | 有 | ・手話通訳者等を派遣し、聴覚に障害のある人の社会参加を促進する。 ・手話通訳者等の育成を図る。 *手話通訳者資格の取得 1人以上 | ・手話通訳者(士)、要約筆記者を派遣する。 ・手話通訳者、要約筆記者養成講座を開催する。 | 福祉課 | |
| | | | 55 | 市ホームページの読み上げ機能を活用し、視覚に障害のある人が利用しやすい環境を整えます。 | ・アクセシビリティ方針に基づく、新規および更新ページのチェック | - | 有 | ・ホームページを通じて、誰もが市政情報や緊急時の情報を迅速かつ的確に入手することができる状態を維持する。 | ・各課等が新規掲載及び更新するページについて、公開前に内容を確認し、ウェブアクセシビリティ確保の観点を含め必要な修正を指示する。 | 広報対話課 | |
| | | | 56 | 市の広報紙の内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供します。 | ・CDによる情報提供 | - | 有 | ・視覚に障害のある人へ広報上越の内容を提供する。 | ・視覚に障害のある人へ広報上越の内容をCDに録音し市政情報を提供する。 | 福祉課 | |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 担当課 | |
|----------------|------|--------------|-----|--|--|--------------------|---|--|----------------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | | 目標 |
| | | ③子育て・療育支援の充実 | 57 | 保育ニーズに応じて児童の保育を実施します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児、障害児の保育受入 ・午後7時までの延長保育を実施 ・一時預かりを実施 ・24時間保育・休日保育の実施 ・病児・病後児保育事業の実施 | <p>拡充</p> <p>有</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・0、1歳児保育、障害児保育、延長保育、一時預かりなどに対応できる体制を整え、多様な保育サービスを提供する。 0、1歳児（実利用者見込み）962人 障害児保育（実利用者見込み）352人 一時預かり（延べ利用者見込み）3,199人 午後7時までの延長保育（延べ利用者見込み）10,884人 休日保育（延べ利用者見込み）1,377人 ・ひとり親家庭の増加や多様な働き方に対応するため、公立保育園の一時預かり事業を拡充し、利用者の利便性の向上を図る。 ・ファミリーヘルプ保育園における児童の受入れや病児・病後児保育室における送迎及び児童の受入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 【延べ利用者数（見込み）】 ファミリーヘルプ保育園 7,030人 病児・病後児保育室 4,187人（うち、送迎対応利用者 6人） | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応し、0、1歳児保育、障害児保育、一時預かり保育、午後7時までの延長保育、休日保育を実施する。 ・公立保育園の一時預かり事業において、市外からの受入れ要件を拡充し、保護者のニーズに沿った保育サービスを提供する。 ・ファミリーヘルプ保育園における児童の受入れや病児・病後児保育室における送迎及び児童の受入れに対応できる体制を常に整え、適切に保育サービスを提供する。 | 幼児保育課 |
| | | | 58 | 児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・こどもセンターの運営 ・子育てひろばの運営 | <p>-</p> <p>有</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・親子の交流や子育て相談、情報の提供等を実施し、子育て家庭の孤立感や不安感の緩和を図る。 ・楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や親子向けのイベント等を定期的で開催する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・こどもセンターにて定期的に子育てセミナーの実施をするほか、子育てひろばで月1回イベントを開催する。 ・保健師や栄養士、相談員による子育て相談を実施する。 ・子育て支援情報や保育園の入園情報など、必要な情報を利用者へ提供する。 | こども家庭センター |
| | | | 59 | （再掲 No.49） 子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの通所による個別支援等を行い、子どもの健やかな育ちを支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発育、発達に関する相談を実施 ・言葉や認知、社会性等の発達を促す通所による個別支援等を実施 ・地域での子どもの育ちを支援するため、保育園等への後方支援を実施 ・保護者が通院やリフレッシュなどを行う時に子どもを預かる一時保育を実施 | <p>-</p> <p>有</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、発達に係る個別支援等を実施し、子どもの健やかな育ちを支援する。 ・配慮が必要な子どもの育ちを支援するため、保育園等との連携を強化する。 ・事故防止を徹底しながら、一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達等に関する相談に対応するとともに、発達に係る個別支援等を実施する。 ・センターを利用する児童が在籍する保育園等への訪問について、回数を見直し実施する。 ・事故やけがのない一時保育を実施する。 | 幼児保育課 こども発達支援センター |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 担当課 | | | |
|----------------|-----------------------------------|--|-------------------------------|------|--|--|---------|-----|---|---|-----------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | | 目標 | 計画（具体的な取組内容） | |
| 5 | 誰もが互いに支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します | (1)ボランティア参加、地域活動、市民活動への支援を推進し、人と人のつながりを育む活動の充実を図ります。 | ①ボランティア活動や地域での支え合い活動のための環境づくり | 60 | 共に支え合うための自主的な活動が促進されるまちを目指します。 | ・NPO・ボランティアセンターの運営 | - | 有 | ・NPO・ボランティアセンターを拠点とし、市民活動のサポートやボランティア活動の普及啓発やコーディネートに取り組むほか、市民活動に役立つ情報のメール配信を継続して実施し、市民主体のまちづくりへの意識向上を図る。 | ・NPO・ボランティアセンターを拠点に市民活動に関する相談、ボランティアに関するニーズ情報の収集・発信及びコーディネートを行うほか、市民活動の場を提供する。 ・メールマガジンをNPO・ボランティアセンター登録団体及び過去の交流会・ツアー参加者（約350団体・個人）に対して配信する。 | 地域政策課 |
| | | | | 61 | 地域コミュニティが抱える課題を解決するための支援を行います。 | ・地域コミュニティ活動サポート事業 ・地域コミュニティが抱える課題などの相談 | - | 有 | ・住民組織や町内会等が抱える身近な課題を通じて、話し合いの進め方を習得することにより、地域の課題解決を支援する。 （新規実施団体 1団体以上） | ・これまで行ってきた話し合いの事例を交えて事業の周知を図り、住民組織や町内会等が「身近に感じている」課題や困りごとを把握する。 ・地域が抱えている課題や困りごとの話し合いを円滑に進めたいが、その方法が分からないため支援を希望する団体に市職員をファシリテーター役として派遣し、話し合いが円滑に進むよう支援する。 新規実施団体：1団体以上 | 地域政策課 |
| | | | | 62 | 育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 | ・ファミリーサポートセンターの運営 | - | 有 | ・仕事と育児の両立を支援するため、提供会員を確保するとともに、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、子育て世帯の育児負担の軽減等のニーズに応える。 | ・依頼会員からのニーズに対応できるよう経済的負担の軽減を図るほか、提供会員数を確保するため、援助活動を実施した提供会員へ市が補助金を交付するとともに、各種団体等を対象とした説明会を行うなど会員募集活動を強化し、養成講座や講習会を通して、提供会員の資質向上を図り、児童の預かり時における安全性の向上につなげる。 | 子ども家庭センター |
| | | | | 63 | 地域における支え合い体制の構築のため、住民主体における生活支援サービスの提供を行います。 | ・訪問型サービスB（有償ボランティアによる家事支援）を実施し、担い手となる有償ボランティアを養成します。 | - | 有 | ・有償ボランティア養成講座を開催し、担い手の確保を図る。 ・担い手フォローアップ講座を開催し、担い手のスキルアップ及び養成講座受講済で未登録となっている方への登録勧奨を通じた担い手確保を図る。 | ・有償ボランティア養成講座の開催 ・担い手フォローアップ講座の開催 | 高齢者支援課 |
| | | | | 64 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における見守りの体制を構築します。 | ・高齢者見守り支援ネットワーク事業 | - | 有 | ・高齢者の異変の早期発見に向けて、地域住民の見守り意識を高め、日常的な見守り活動の促進を図る。 | ・地域に出向き、高齢化の現状等を説明することにより、見守り活動の必要性を認識していただき、日常的な見守り活動の促進につなげる。 | 高齢者支援課 |
| | | | | 65 | | ・認知症サポーターの養成 | - | 有 | ・認知症を正しく理解し、認知症の人を見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、サポーターを養成する。 | ・認知症サポーター養成講座を開催するとともに、企業や学校等の各団体に養成講座の開催を促し、子どもから高齢者まで幅広い年代の認知症サポーターを養成する。 | 高齢者支援課 |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 担当課 | | | |
|----------------|------------------|--|-----------------|---|--|--|---------|---|--|---|-----------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | | 目標 | 計画（具体的な取組内容） | |
| 6 | 誰もが安心して暮らせるまちづくり | (1)防災に関する情報提供や避難時に必要な施策、自助・共助による防災体制の整備を推進します。 | ①防災対策や避難支援体制の充実 | 66 | 市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故などの情報を市民へ知らせることにより、市民がそれらの事態に迅速に対処できるようにします。 | ・安全メールによる情報発信 | - | 有 | ・市内で発生した火災や防犯・交通安全等の注意喚起、災害に関する情報等を適時的確に発信する。 | ・防犯、防災、火災、交通安全等の情報を迅速かつ確実に配信する。 ・各種広報媒体や高齢者世帯訪問等で登録を呼び掛ける。 ・社会情勢に対応し、メールを始めSNSなど多様な手段で情報発信を行う。 | 市民安全課 |
| | | | | 67 | 災害の予防及び災害発生時に的確に対応するため、総合的かつ体系的な防災体制の整備を進めます。 | ・ハザードマップの作成・配布 ・防災行政無線等の整備、運用 ・防災気象情報の提供 | - | 有 | ・ハザードマップの作成・配布 災害リスクが高い地域を明確にし、市民が危険を事前に把握できるようにする。 ・防災行政無線等の整備 次期防災行政情報伝達システム整備のため、工事を進める。 ・防災行政無線等の運用 既存の防災行政無線システムを活用し、災害に迅速に対応する。 ・防災気象情報の提供 市ホームページの「防災情報リンク集」を通じ、市民の適切な避難行動を支援する。 ・各種ハザードマップの多言語化 各種ハザードマップ等の情報を計画的に更新するとともに、日本語のほか、無料の多言語対応情報発信アプリ「カタログポケット」を使用することにより4か国語（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）で閲覧できるようにする。 | ・ハザードマップの作成・配布・周知 転入者等に配布する。必要に応じ増刷する。また、沿岸部の町内会等に対し、津波ハザードマップの研修会等を行い、周知を図る。 ・防災行政無線等の整備 次期システムの工事を円滑に進めるため、庁内調整等を適時適切に行う。また、津波ハザードマップで示す浸水エリア等の屋外スピーカーを高性能スピーカーに更新し、避難情報などの緊急音達の向上を図る。 ・防災行政無線等の運用 既存の防災行政無線システムの保守点検を実施し、必要な修繕を適切に行う。また、無線放送の内容について、「やさしい日本語」の活用を図る。 ・防災気象情報の提供 外部リンクの追加やリンク先ページの更新によるアドレス変更の対応を定期的実施し、市民が必要とする情報を提供する。 ・各種ハザードマップの多言語化 各種ハザードマップ更新の場合に、日本語のほか、4か国語で閲覧できるようにする。 | 危機管理課 多文化共生課 |
| | | | | 68 | 要配慮者に配慮した災害対応計画や避難体制の整備を進めます。 | ・要配慮者に配慮した災害対応計画及び避難体制を整備する。 | - | 有 | ・国・県の上位計画や法令等で、避難行動要支援者や要配慮者に関する災害対応や避難体制の見直しがあった場合は、本市においても検討を行い、必要に応じて市地域防災計画の見直しを行う。 ・要支援者の避難体制確立に向け、健康福祉部局と協力して自主防災組織に対して個別避難計画に基づく訓練実施を促す。 | ・県計画の変更に合わせ、市地域防災計画の修正を行う。 ・防災アドバイザーの派遣や防災リーダーを対象とした要支援者セミナーの開催により、自主防災訓練の実施を促す。 ・町内会に対して災害時の避難や訓練に必要な車いすやリヤカーなどの防災資機材購入費の補助を実施し、活動を支援する。 | 市民安全課 |
| | | | | 69 | 要支援者の的確な把握と緊急時の迅速な対応に向けた仕組みの充実を図ります。 | ・要支援者名簿の充実 ・個別避難計画作成、更新の支援 | - | 有 | ・町内会で作成・更新する個別避難計画に関し、地域の災害リスクや要支援者の心身の状態などを踏まえた、実効性のある支援方法の検討、更新を促す。 | ・市総合防災訓練等の機会を捉え、個別避難計画の更新等の支援を行う。 | 生活援護課 |
| | | | 70 | 災害時に迅速かつ的確に支援を行えるよう、地域ぐるみで災害弱者の避難を支援する体制づくりを行います。 | ・ヘルプカードの活用 | - | 有 | ・障害のある人等が、災害時のみならず、平常時においても必要な支援を求めやすい環境を整える。 | ・障害のある人等で希望する人へヘルプカードを作成、配布する。 ・ヘルプカードの意義を広く周知するため、各種媒体を活用した広報を行う。 | 福祉課 | |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画(案)

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度(案) | | 担当課 | |
|----------------|--------------------------------------|------------|-----|---|--|----------------------|-----------------------------|---|---------------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取 向組 性の 有無 | 予 算 計 上 の 有無 | | 目標 |
| | | ②自主防災活動の推進 | 71 | 災害時に「自助・共助」の力を相互に発揮でき、被害が最小限となるよう自主防災活動を支援します。 | ・防災アドバイザーの派遣 ・防災士や防災リーダーの養成 | - | 有 | ・地域の防災リーダーとなる防災士を養成するとともに、町内会長や防災士に対する研修の実施や自主防災組織に防災アドバイザーを派遣するなど地域における防災活動の支援を行い、地域防災力の向上を図る。 ・防災士養成講座の実施 ・市内の指定避難所において、避難所運営訓練を実施する。 ・要支援者セミナーの開催により、訓練実施を促す。 ・活動停滞組織及び要支援者訓練計画組織に対し、防災アドバイザーを派遣する。 ・防災リーダー研修の実施(市内10箇所) ・防災活動への若い世代や女性の参画を図るため、防災士資格取得に必要な教本代と受験料を補助する。 | 市民安全課 |
| | (2)防犯に関する情報提供や注意喚起、地域ぐるみの防犯活動を推進します。 | ①防犯対策の充実 | 72 | 「地域の安全は自ら守る」という自主防犯意識を高めるため、的確な防犯情報の提供、広報啓発活動等を推進します。 | ・防犯意識の向上に向けた広報啓発 ・防犯座談会の開催 ・防犯情報の提供 | - | 有 | ・一人ひとりの防犯意識の向上に向け、情報提供や啓発活動を実施する。 ・地域安全支援員、安全教育指導員等による高齢者世帯訪問を実施する。 | 市民安全課 |
| | | | 73 | 地域の連帯感を強め、互いが助け合う地域社会が形成されるよう支援します。 | ・自主防犯活動の推進 ・人材の育成 | - | 有 | ・地域一体となった見守り活動の重要性を周知するため広報媒体を通じて防犯活動をの啓発強化を図る。 ・防犯の日、防犯週間期間中の活動参加を増加させる。 ・110ばん協力車参加者の拡充を図る。 ・地域安全支援員の指導力の向上を図る。 | 市民安全課 |
| | | | 74 | ハードとソフト両面から、犯罪の起こりにくい総合的な環境づくりを推進します。 | ・犯罪の防止に配慮した基盤整備 ・住宅等の防犯対策の啓発 ・児童等の安全確保のための取組の推進 | - | 有 | ・全ての保育園・幼稚園、小学校において、防犯教育が行われている状態にする。 ・小・中学校を対象とした通学路の安全点検に参加し、対策を講じることで安全安心が確保されている状態にする。 | 市民安全課 |
| | (3)冬期間の安全な通行空間の確保と除雪に必要な施策を推進します。 | ①除雪対策の充実 | 75 | 要援護世帯に対し、住居の屋根及び玄関前の除雪費用の一部を助成します。 | ・除雪費の一部助成 | - | 有 | ・要援護世帯除雪費助成事業の対象となる全ての世帯が助成を受け、除排雪できている状態とする | 生活援護課 |
| | | | 76 | 通学路を対象とした、きめ細やかな除雪を実施し、冬期間における通学児童・生徒の安全確保を図ります。 | ・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める | - | 有 | ・小中学校の通学路を対象とした歩道除雪の推進。 ・幅員が狭く、除雪機械が入れない歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅し、歩行者空間の確保に努める。 | 道路課 (雪対策室) |
| | | | 77 | 中山間地域の冬期間における地域住民の安全で安心な生活環境を確保します。 | ・集落内の主要生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪支援及び公共施設等の除雪を集落に委託 | - | 有 | ・9地区13集落について集落内の主要生活道路の除雪等の業務を実施する。 ・新潟県に対して本事業の継続と活動主体や事業実施対象地域の要件の緩和について引き続き要望していく。 | 地域政策課 |
| | | | 78 | 中山間地域の集落において除雪等要支援者の除雪等を支援するため、ボランティア活動として除雪等を行う人を派遣する住民組織等に対し、補助金を交付します。 | ・住民組織等の除雪等ボランティア活動支援 | - | 有 | ・中山間地域の各区において制度の活用を働きかけ、除草や除雪等の支援を要する世帯に対し、近隣地域または市内で支援する支え合い体制の維持を目指す。 ・実施団体への聞き取りによりニーズを把握し、必要に応じて補助金を交付する。 *地域支え合い体制づくり事業補助金 1地区×5万円 | 地域政策課 |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 担当課 | | | |
|----------------|---|---------------------------------|------------------------|--|--|---|---------|--|--|--|--------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取組性の有無 | 予算計上の有無 | | 目標 | 計画（具体的な取組内容） | |
| 7 | 誰もが快適に暮らせるまちづくり | (1)誰もが安全かつ快適に利用できるよう施設整備を推進します。 | ①公共施設におけるユニバーサルデザインの推進 | 79 | 市の施設を誰もが安全・安心で快適に利用できるようにするため、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく整備を推進します。 | ・公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく市の施設整備 （学校施設、公民館、体育施設、観光施設等） ・わかりやすい誘導・案内看板等の設置 | - | 有 | ・市の施設の新設、増設、改修にあたり、公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいて設計されているか事前協議を行い、指針に基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 *適合率100%を目指す （構造上やむを得ない場合等を除く） | ・施設の整備において、ユニバーサルデザイン指針に基づき設計されているか、予算要求時や実施前に事前協議を確実に実施する。 ・各課の修繕見込みから内容お確認し、指針適合に結び付ける。 | 多文化共生課 |
| | | | ②民間施設におけるユニバーサルデザインの推進 | 80 | 民間の公共的施設が誰もが使いやすい施設となるよう、新潟県福祉のまちづくり条例に基づき協議や指導、助言を行います。 | ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく民間施設（病院、社会福祉施設、商業施設等）の整備に係る協議・指導・助言の実施 | - | 有 | ・民間の公共的施設について、県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく協議、指導、助言を実施し、マニュアルに基づく整備を推進することにより、利用者の安全かつ快適な利用を図る。 *前年度の適合率以上を目指す。 | ・新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアルに基づく事前協議を行い、不適合箇所への指導・助言を行う。 | 多文化共生課 |
| | | | ③誰もが暮らしやすい居住環境の整備 | 81 | 在宅で生活する高齢者の自立を推進するため、住宅リフォームを支援します。 | ・補助金の交付 | - | 有 | ・高齢者の自立した生活の維持・改善、介護者の負担軽減などに繋がる助成内容となるよう必要に応じ助言を行う。 | ・改修工事の実施前、必要に応じて現地を訪問し、改修箇所や改修方法について、専門的知見から助言を行う。 ・改修工事の完了後、必要に応じて現地を訪問し、利用者の身体状況に適合した改修となっているか、確認を行う。 ・訪問は5件/月×12=60件/年（介護保険の住宅改修を含む件数）を目標とする。 | 高齢者支援課 |
| | | | 82 | 障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送られるよう、住宅リフォームを支援します。 | ・補助金の交付 | - | 有 | ・障害のある人が住環境を整備し、自立した生活を営めるよう、手帳交付時の説明により引き続き周知の徹底を図る。また、必要以上に申請者を待たせることがないよう、手続きを速やかに行う。 | ・補助金を交付する。 補助額：50万円（日常生活用具給付事業の居宅生活動作補助用具給付対象者は30万円）に下記区分による割合を乗じて得た額 生活保護世帯 10/10 所得税非課税世帯 3/4 その他の世帯 1/2 | 福祉課 | |
| | | | 83 | 空き家等の適切な管理及び活用促進を図ることにより、市民一人ひとりが安全安心に暮らすことができる生活環境を確保します。 | ・所有者等による空き家等の適切な管理の促進 | - | 有 | ・安全安心な生活環境の確保に向け、空き家等の所有者等に対し適切な維持管理を促進する。 | ・広報上越や市ホームページ等を活用して、空き家対策に関する啓発を行う。 ・所有者等に対して、空き家等の適切な管理が図られるよう、助言・指導を通知するとともに、適正管理に向けた依頼を行う。 *助言・指導通知 3回 *適正管理依頼 1回+随時 | 建築住宅課 | |
| 84 | 雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に対し支援します。 | ・補助金の交付 | - | 有 | ・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・県の空き家活用支援事業補助金を活用し、県外転入者及び子育て世帯を対象としたインセンティブとして補助金加算額を設ける（最大650千円） *補助率：1/2 補助限度額：650千円 *加算額：最大650千円（補助額と同額まで） | ・雁木の保存と活用を推進するため、地域指定を受けている地域において、雁木の新築・修繕・雁木下通路の段差解消工事に必要な費用を補助する。 ・雁木のある地域、特に地域指定を受けている地域に対し制度の周知を行い、補助金利用の促進を図ることで、雁木の保存と活用を推進していく。 | 文化振興課 | | | | |

第5次人にやさしいまちづくり推進計画 令和7年度実施計画（案）

資料No.2-2

| 第5次人まち計画での位置付け | | | No. | 事業内容 | 事業計画 | 令和7年度（案） | | 担当課 | | | |
|----------------|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|------------|--|---|---------------------------------|---|--|--|-------|
| 基本方針 | 基本目標 | 施策の方向 | | | | 方取 向組 性の | 予 算 計 上 の 有 無 | | 目標 | 計画 （具体的な取組内容） | |
| 8 | 誰もが安全かつ快適に生活交通を利用し、社会参加できるまちを目指します | (1)誰もが安心して移動できるよう地域公共交通の維持・確保に取り組みます。 | ①地域公共交通の利便性の向上 | 85 | 地域の実情にあった公共交通の再編を行い、地域公共交通を維持・確保します。 | ・利便性、持続可能性に配慮した路線バスの再編 | - | 有 | ・第2次総合公共交通計画（後期再編計画）（令和6年度から令和9年度）に基づくバス路線等の再編を通じ、公共交通により市民の日常生活の移動手段を確保するとともに、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。 | ・後期再編計画に基づくバス路線等の再編と利用促進策の実施 板倉区において予約型コミュニティバスを導入する（令和7年4月実証運行、令和7年10月本運行（予定））ほか、名立区における予約型コミュニティバスの導入について検討を進める（令和8年4月実証運行（案））。 中郷区において乗合タクシーから住民の互助による輸送に転換（令和7年4月実施） ・毎年の利用状況を踏まえたバス路線の評価・検証と、評価結果に関する地域住民等との情報共有及び更なる再編検討の実施 | 交通政策課 |
| | | | | 86 | 運行の安定性・安全性・快適性の向上に取り組みます。 | ・鉄道事業者安定経営支援補助金、バス運行対策費補助金の交付による生活交通の維持確保 | - | 有 | ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付により、生活交通の維持確保を図る。 | ・鉄道事業者安定経営支援補助金及びバス運行対策費補助金の交付 ・互助による輸送を行う団体に対する負担金の交付 えちごトキめき鉄道安定経営支援補助金 北越急行安全輸送設備等整備事業補助金 バス運行対策費補助金 住民主導型コミュニティ交通事業負担金 | 交通政策課 |
| | | | | 87 | 分かりやすい運行情報や利用案内の提供に取り組みます。 | ・分かりやすい路線系統表示や時刻表、啓発資料の作成 ・バス事業者が導入するバスロケーションシステムに補助金を交付し、バスの利用環境を向上させる。 | - | 有 | ・時刻表や啓発資料について、法定協議会や利用者の意見を踏まえて見直し、継続的な利用促進を図る。 | ・法定協議会や利用者の意見を踏まえた時刻表や啓発資料の作成・配布 ・バス事業者に対し、バスの位置情報が把握できるバスロケーションシステム運用に係る経費を支援 | 交通政策課 |
| | | | | 88 | 運行の安全性・快適性の向上に取り組みます。 | ・国の補助事業の活用による福祉タクシーの導入促進 | - | 無 | ・福祉タクシーの導入促進に取り組み、障害者等の交通弱者の移動手段を確保する。 | ・福祉タクシーの導入促進に向け、関係団体等に県から通知される補助制度等の案内について、メールを活用し情報提供する。 | 福祉課 |
| | | | | 89 | 誰もが安全に安心して移動できる歩道や道路を整備します。 | ・歩道・道路整備の推進 | - | 有 | ・道路整備計画に基づき、歩道及び道路整備を実施する。 | 【歩道築造】 設計委託等（4路線） 【道路築造】 L=0.3km（10路線） | 道路課 |
| | | | | 90 | 歩行者などの交通の安全確保や街頭犯罪の未然防止を図るため、集落間通学路に防犯灯を整備します。 | ・防犯灯整備 | - | 有 | ・集落間の通学路において、必要な箇所に防犯灯が設置されている状態にする。 | ・市が管理する防犯灯の適正な維持管理 | 市民安全課 |
| | | 91 | 交通事故の発生を防止するため、カーブミラーを維持管理・整備します。 | ・カーブミラーの整備 | - | 有 | ・必要な箇所にカーブミラーが設置されている状態にする。 | ・必要な箇所へのカーブミラーの設置 ・市が管理するカーブミラーの適正管理 | 市民安全課 | | |
| | | (2)誰もが安全かつ快適に移動できるよう歩道・道路整備を推進します。 | ①安全・安心な歩道・道路の整備 | | | | | | | | |